

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年 2月27日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について  
行政報告
- 日程第4 報第1号 委員長報告
- 日程第5 承第1号 専決処分の承認について（損害賠償額の決定）
- 日程第6 承第2号 専決処分の承認について（平成28年度下呂市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第7 諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議第1号 下呂大橋耐震補修3期工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第11 議第2号 下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第12 議第3号 下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について
- 日程第13 議第4号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第5号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第6号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 議第7号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第17 議第8号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第9号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第6号）
- 日程第19 議第10号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第20 議第11号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議第12号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第22 議第13号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）
- 日程第23 議第14号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）

- 日程第24 議第15号 平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議第16号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第26 市長施政方針説明
- 日程第27 議第17号 市道の路線認定について
- 日程第28 議第18号 市道の路線認定について
- 日程第29 議第19号 市道の路線認定について
- 日程第30 議第20号 市道の路線変更について
- 日程第31 議第21号 市道の路線変更について
- 日程第32 議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について
- 日程第37 議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議第30号 相互救済事業の委託について
- 日程第41 議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 日程第42 議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
- 日程第50 議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算
- 日程第51 議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第52 議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第53 議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第54 議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第55 議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第56 議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算

- 日程第57 議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算  
 日程第58 議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算  
 日程第59 議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算  
 日程第60 議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算  
 日程第61 議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算  
 日程第62 議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算

出席議員（14名）

議長	中野 憲太郎	1番	尾里 集務
2番	中島 ゆき子	3番	田中 副武
4番	今井 政良	5番	今井 政嘉
6番	各務 吉則	7番	宮川 茂治
8番	中島 博隆	9番	伊藤 嚴悟
10番	一木 良一	11番	吾郷 孝枝
12番	中島 新吾	13番	中島 達也
14番	中野 憲太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部 秀洋	副市長	村山 鏡子
教育長	大屋 哲治	監査委員	杉山 好巳
会計管理者	成美 敏彦	総務部長	星屋 昌弘
経営管理部長	桂川 国男	市民部長	二村 尚彦
福祉部長	松村 勝久	健康医療部長	岡崎 和也
農林部長	長江 寛	観光商工部長	今井 藤夫
建設部長	齋藤 和弘	上下水道部長	二村 忠男
環境部長	今井 雅彦	教育部長	青木 克裕
消防長	大前 眞澄	金山務病院長	加藤 宗広
萩原振所 務所 興長	大坪 仁文	小坂振所 務所 興長	林 利春
下呂振所 務所 興長	細江 博之	金山務振所 務所 興長	加藤 和男
馬瀬振所 務所 興長	中川 好美		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村勝浩	書	記	見廣洋始
書	記	青木秀史		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（中野憲太郎君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しています。

よって、平成29年第1回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中野憲太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 尾里集務君、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（中野憲太郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告について

○議長（中野憲太郎君）

日程第3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告、議長報告、専決処分事項、定期監査結果報告書、財政援助団体等の監査報告書、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎報第1号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第4、報第1号 委員長報告を行います。

閉会中において、産業経済常任委員会で行政視察が行われておりますので、報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 各務吉則君。

#### ○産業経済常任委員長（各務吉則君）

おはようございます。

このたび産業経済常任委員会で行政視察をいたしましたので、次のとおり報告いたします。

視察期間は、平成29年2月8日水曜日から翌日2月9日木曜日まで、出席委員は私、各務委員長、尾里集務副委員長、吾郷孝枝委員、一木良一委員、伊藤巖悟委員、中島博隆委員、今井政嘉委員、随行者、今井観光商工部長、長江農林部長、見廣議会事務局総務課長であります。

視察先及び視察事項、初日、2月8日午前11時から、視察先、三重県三重郡菰野町菰野4800の1、株式会社アクアイグニスを訪れました。

調査の内容及び目的といたしましては、野菜やフルーツの地場栽培、魚介類や肉などの地元の食材を利用して、各種レストランを幅広く展開している。地産地消により経営が成り立っている。地産地消の成功例からヒントを得るため、また参考とするために視察研修を行った。

所感といたしましては、広大な土地と交通アクセスのよい場所に整備されており、交通の利便さで人が多く来場すると感じられました。

地産地消の取り組みがあり、温泉熱利用のイチゴ栽培、有名パティシエ、シェフなどの方を利用しての店舗も夢を持つ若者の研修場としても利用され、多くの若者が就労しておりました。各施設のコンセプトが十分に発揮されていると感じられました。

課題としては、地産地消など、地元の農家との意見交換がもっと必要ではないか。民間との協力体制が必要と思われる。集客には、フレッシュな話題づくりの創出が重要と思われました。

同日午後3時から、鳥羽市庁舎において、担当部局の鳥羽市エコツーリズム推進協議会から説明を受けました。

調査の内容及び目的といたしましては、環境省のエコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定を平成26年3月に受けた鳥羽市エコツーリズム推進協議会を視察することで、自然環境や歴史・文化の保護と活用ほか、地域資源や経済の循環、また官民一体による循環と連携の仕組みづくりを学ぶためであります。

所感といたしましては、自然豊富な環境施設を、ハード面の整備ではなく、ソフト面の発掘により伝統文化を継承され、単体で経営しておりました。体験メニューを協議会で共有することで、地域の団結と観光客の集客に努めていると感じられました。

海女さんは全国で2,000人中500人が鳥羽在住とのことで、協議会の中に女性の参加が多く、年齢も40代が多いということでありました。

課題といたしましては、下呂市にも体験型メニューが少しずつ計画されているが、今後、資源を生かした体験エコツーリズムが重要と思われる。市民全体がエコツーリズムの目的を理解し、広域化も必要と思われる。

翌日、2月9日午後1時30分から、豊田市庁舎において、豊田市産業部森林課の担当者から、

豊田市中核製材工場の誘致について、資料に基づいて説明を受けました。

調査の内容及び目的として、木材の価格や需要が低迷している中、下呂市の面積の約9割を占める山林、下呂市の林業振興の参考とするため、豊田市が進める中核製材工場の事業について学ぶ。地域材のブランド化、市場の確実な販売確立、製品開発のほか、原木生産から製品販売まで一貫経営について学ぶためであります。

所感として、豊田市は平成17年4月に合併、面積の約7割が森林という森林都市となったとの説明を受け、平成19年3月、豊田市森づくり条例を制定し、豊田市100年の森づくり構想を策定したということであります。市が企業誘致して、中核製材工場の経営を募集して、決まり、今後の土地利用、森林活用に民間企業の力を活用し、共同で地産材の利用促進を進めることで、100年の森づくり構想という計画を進めていることに先の見えた取り組みと感じられました。

課題といたしましては、森づくり計画は地元森林組合によるもので、かなりリスクもあると感じられました。地籍調査も進んでいなく、今後の課題ということであります。森林の手入れの難しさを改めて考えさせられました。また、林業作業者の担い手の育成が必要と考えられます。下呂市においても、山林をいかに資源としていくか、地元木材のブランド化、木材の市内・県内での利用を計画的に進めていくべきと感じられました。

以上、今回の視察研修は下呂市においても参考になる内容でありました。どのように地元へ反映させていくか、しっかり活動していくべきと感じました。以上、報告いたします。

---

#### ◎承第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（中野憲太郎君）

日程第5、承第1号 専決処分承認について（損害賠償額の決定）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

##### ○金山振興事務所長（加藤和男君）

それでは、議案書の1ページをお開きください。

承第1号 専決処分承認について（損害賠償額の決定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めらる。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。農道井尻・向田線で発生した事故による損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

専第14号 専決処分書（損害賠償額の決定）。

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1. 損害賠償の理由、平成28年10月30日午後4時ごろ、相手方所有の車両が農道井尻・向田線を走行中、道路側溝を通過したところ、側溝にかぶせてあったグレーチングがはね上がり、車両に接触し、損傷させた。市は、この事故の過失を全部認め、車両修理代及び代車費用として146万1,780円を賠償する。

2. 損害賠償額（市の過失割合）146万1,780円（100分の100）でございます。内訳といたしまして、保険金でございます。

3. 損害賠償の相手方につきましては、記載されているとおりでございます。平成28年12月27日。

以上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可します。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（損害賠償額の決定）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（中野憲太郎君）

日程第6、承第2号 専決処分の承認について（平成28年度下呂市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

平成28年度下呂市一般会計補正予算（第9号）につきまして。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。平成29年2月27日提出。

提案理由でございますが、1月の積雪量が多く、除排雪経費が増大したことによる予算補正、民間大規模建築物耐震補強補助を初め、年度内に事業が完了しない3事業の繰越明許費、萩原庁舎事務所移転業務において、複数年度にわたる業務委託の債務負担行為、これらについて早急に措置を講ずる必要があったことから、平成29年1月23日付で一般会計の補正予算を専決処分したものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

専第1号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも237億4,221万8,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

初めに、第2表 繰越明許費補正追加について御説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費でぬく森の里周辺整備事業4,328万7,000円は、測量設計業務について、用地売買契約の締結後の発注となったため、全体スケジュールが遅延したことにより、8款土木費、4項都市計画費で都市再生整備事業3,200万円は、国の補正予算（第2号）により、社会資本整備総合交付金の交付決定を受けた旧ホテル下呂館跡地駐車場整備事業について、適正工期を確保する必要があるため、5項住宅費では、社会資本整備総合交付金、住宅・建築物ストック形成事業9,200万円は、大規模建築物耐震補強工事に着手している民間事業者において、現地と補強計画図面の不整合が判明し、その調整及び補強計画の再検討に不測の日数を要したため、いずれも年度内に事業完了が見込めないものでございます。

次の8ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表 債務負担行為補正でございます。

萩原庁舎事務所移転業務委託において、業務委託が年度をまたぐため、平成29年度を期限として、限度額118万1,000円を追加するものでございます。

次に、歳入歳出補正につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の補正に伴います財源として、財政調整基金より2,000万円を繰り入れるものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、市道除雪対策費でございますが、1月の積雪量が多く、除排雪経費が増大したことにより、以降の除雪対策費に不足が見込まれるため、2,500万円を増額するものでございます。

14款予備費では、財源調整のため500万円を減額するものでございます。

13ページは債務負担行為の調書でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

ことは、正月明けは大変天候もよくて、雪がなく、楽な春を迎えましたけれども、今、除雪費の追加が出ました。たしか新聞によりますと、高山では10億を超えたというふうな数字も出ておりましたが、下呂市は今のところどのぐらいになるか、教えていただけますか。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

当初予算で3,850万円、それに3月の補正を加えさせていただきまして、合計で6,350万円となっています。以上でございます。

○議長（中野憲太郎君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可します。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第2号 専決処分の承認について（平成28年度下呂市一般会計補正予算（第9号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

---

### ◎諮第1号及び諮第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（中野憲太郎君）

日程第7、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第8、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

諮第1号、諮第2号の提案理由の説明を求めます。

市長。

#### ○市長（服部秀洋君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりでございます。氏名、中川澄子、年齢も記載のとおりでございます。平成29年2月27日提出。

提案理由、人権擁護委員 二村寿満子氏が平成29年6月30日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、記載のとおりでございます。氏名、大前一廣、年齢、記載のとおりでございます。平成29年2月27日提出。

提案理由、人権擁護委員 大前一廣氏が平成29年6月30日に任期満了となるため。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号及び諮第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号及び諮第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、中川澄子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについては、中川澄子さんを適任とすることに決定しました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、大前一廣さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについては、大前一廣さんを適任とすることに決定しました。

---

#### ◎同第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（中野憲太郎君）

日程第9、同第1号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第1号についての提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（服部秀洋君）

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、記載のとおりでございます。氏名、小口晃生、年齢、記載のとおりでございます。平成29年2月27日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 小口晃生氏が平成29年5月13日に任期満了となるため。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（中野憲太郎君）

本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号について、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第10、議第1号 下呂大橋耐震補修3期工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第1号の提案理由の説明を求めます。

建設部長。

**○建設部長（齋藤和弘君）**

それでは、議案書の17ページをお願いします。

議第1号 下呂大橋耐震補修3期工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

1. 工事名、下呂大橋耐震補修3期工事。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額、変更前1億5,147万円、変更後1億5,317万1,000円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社代表取締役 松田秀弘。平成29年2月27日提出。

提案理由、下呂大橋耐震補修3期工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

18ページをごらんください。

変更内容について御説明させていただきます。

1. 仕様書番号 土工第1号。2. 工事名、下呂大橋耐震補修3期工事。3. 契約金額、変更前1億5,147万円、変更後1億5,317万1,000円、170万1,000円の増額であります。4. 変更理由・内容、落橋防止装置の施工に当たり、足場設置後、詳細な現地調査を行ったところ、当初設計のもととなる完成図面と現地に違いがあることが判明したため、部材の形状を見直し変更するものです。

また、橋面防水舗装工に着手したところ、既設の舗装厚が当初の想定よりも厚かったため、切削量及び処分量、舗装の施工厚を変更するものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（中野憲太郎君）**

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

**○13番（中島達也君）**

今、御説明いただきました。ずうっと耐震補修の工事をやっていたおるんですが、新年度第3期ということですが、いつまで、完了予定を教えてくださいということと、今、下呂大橋前後の河川は、地元の方はもちろんですが、観光客の方の散策路になっております。朝晩、そういう方が最近多いんですが、前の2期の工事のときに一時通行どめになってましたね。これは安全確保ということで当然の措置かと思うんですが、もう少し事前に、前後に通行どめという

ような看板の設置をしていただきたいなというふうに思っておりますが、今回は通行どめになるのか。その辺、2点確認させてください。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

1点目の工期につきましては、平成29年度に繰り越しをさせていただく関係上、済みません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、6月、7月オーダーになろうかと思えます。

あと、散策路の交通どめ看板の設置につきましては、申しわけございません。今後、気をつけるようにしますが、交通どめに関しましては、やはり安全を重視ということで、なるべく交通どめは短い区間で考えておりますけれども、どうしても必要な場合には交通どめをさせていただくことになろうかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

私は確認をいたします。たしか前議会で質問しております。足場云々という説明があったかというふうに記憶しておりますが、その変更がここへ上がってきたわけですか。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

前回の議会でも伊藤議員から足場設置ということでもいただきました。前回は足場設置をして、占用物件、NTTの管でしたけれども、それが影響を与えるということで工事ができないということでした。今回、同じようにその時期に足場をかけて調査をしたところ、完成図書と現地が異なっておりましたので、それを受けまして、コンサルにかけまして設計変更を行ったために、12月補正に上げられずに、その間、設計の期間が必要だったということで、このほど上げさせていただいたものです。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

では、先回、問題になった点も含めて、今、総額でこの補正が出てきたわけですか。前回、たしか足場云々に200万ぐらい増額になるという説明を受けた記憶がございます。私はそのときに、なぜ初めにその見通しが立てられなんなんですかという質問をしたという記憶がございますが、その辺はどうなんですか。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

前回でありますけれども、改めて足場をかけて、NTTの管を移設するという御説明をさせていただきます。今回の工事分にはその部分が入ってございません。よろしく願います。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

変更理由・内容の点についてちょっとお聞きしたいと思います。

この中に、当初設計のもととなる完成図面と現地に違いがあることが確認できたということなんですが、完成図面と現地が違うということがそもそもあることなのかということ疑問に思うんですが、その辺、どういう状況で違ってきたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

御質問の内容ですが、おっしゃられるとおり、当然完成図書というのは完成のものと一致するのが当たり前でありますけれども、当時のことですので、推察されるのは、昭和38年、50年以上たっておりますので、なかなか細部まで完成図書をチェックできなかったのではないかとというように推察されます。今は、おっしゃられるとおり、完成の成果品と、そして図書が合うように最後整えるのが通例であります。今申し上げましたようにちょっと古い時代でありましたので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号 下呂大橋耐震補修3期工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第1号については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第2号及び議第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（中野憲太郎君）

日程第11、議第2号 下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について、日程第12、議第3号 下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

議第2号、議第3号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

#### ○教育部長（青木克裕君）

議案書の19ページをお願いいたします。

議第2号 下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額2億1,978万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市金山町金山3255番地1、株式会社讃建代表取締役 星屋俊人。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次の20ページには入札執行一覧表をつけてございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議第3号 下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額1億7,571万6,000円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市金山町金山3143番地3、有限会社高木電工代表取締役 高木繁雄。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次の22ページには入札執行結果一覧表を添付してございます。

以上、2議案につきまして御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井政嘉君。

#### ○5番（今井政嘉君）

まず数点お聞きしたいと思います。

この南部給食センターの設計に当たりまして、以前、委員会等の答弁の中で、防災の基地として使うということになっておりますと。防災の基地としての役割はどのようにしてやるのかということをお聞きします。

また、説明の中に、ベストミックス方式をとる。ガス、電気、蒸気ということでございますけれども、例えば厨房器具なんか、最近だとオール電化方式になってきているんじゃないかなと思いますけれども、防災の基地としての役割を果たすということになると、蓄電等の設備があるのかなのか。また、その辺のランニングコストの違いがどれぐらいあるのか。ガスだけで使った場合と電化でやった場合とですね。

次、説明の中で、見学用の窓を設置するというのを先ほどお聞きしました。まず、何のために見学があるのか。また、これ教育長にもお聞きしたいんですけれども、現在、食育として、児童・生徒に給食センターの現場を見せているようなことはやっているのか。また、今後、それが計画されていくのかということをお聞きします。

それと、会議室の有無についてお聞きします。

会議室兼食堂ということでございますけれども、まず、今までこういった施設の中に会議室があったのかどうか。また、その会議室の利用は大体月に何回ぐらいを想定されているのか。あと、備蓄倉庫を野外に設置ということもございました。このような倉庫を野外に設置しなきゃいけない理由を教えてください。まずそれだけ、以上です。

#### ○議長（中野憲太郎君）

5点ありましたけれども、教育部長のほうから答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

まず、1点目の防災基地ということでございます。こちらにつきましては、災害の種類にもよりますけれども、本当に電気、ガス、水がとまった場合はいたし方ございませんけれども、市街等で御避難されてみえる方に炊き出しを出すというような場合に、このセンターの機器等を使って調理をし、非常食を提供するという事は可能でございます。この場合には、職員が参集いたしまして、つくってお出しするという事で、地元の皆さんには会議室等でおにぎりを握っていただくというような作業がございますが、一般の方に調理室の中へ入っていただくという事はできないのではないかなというふうに想定しております。

また、そういった災害用の備品と申しますか、備蓄を外の備蓄倉庫の中に入れておくという事は可能でございます。

それから、ベストミックス方式ということもございますけれども、これは、調理機器に対しましては、プロポーザル方式でもって調理機器等を検討して、提案型で行っているわけですが、ランニングコストとイニシャルコストを勘案いたしまして、ベストミックス方式で行うというものでございます。このベストミックスには、電気とガスを使用いたしまして、ガスボイラーでもって蒸気をつくって、蒸気釜で調理をするというものでございます。オープンにつきましては、電気式のオープンを採用しておりますし、炊飯につきましては、今度はセンター炊飯で、センターで御飯を炊くわけでございますけれども、この熱源は電気でございます。そういったことで行っております。

また、会議室でございますけれども、この会議室は、現状のセンターでは和室等がございまして、職員が休憩をし、なおかつそこで明日の献立の打ち合わせをする、ミーティングをするということを毎日行っているわけでございますけれども、今回はこの会議室を使って、職員みんなの意思疎通を図ることが出来ますし、またいろいろな会議もこちらのほうで、献立委員会とか、あるいは御父兄の方の御意見を伺うというような会議もこちらのセンターで行うことが出来るというものでございます。

また、後ほど教育長からもあるかと思いますが、食育につきましては、やはり見学、調理の現場を見ていただくというようなことがございまして、今まではちょっと構造上無理だったんですが、今回のセンターはそういった見学するスペースを設けまして、調理をしている作業の内容を見ていただくというようなことを工夫しております。以上でございます。

○議長（中野憲太郎君）

教育長。

○教育長（大屋哲治君）

見学の件につきましてですけれども、今、部長が答えましたように、中へ入るということはやっぱ現状でもできんわけですけれども、外から見るとということでの見学は現状でも行っておりますし、食育に関していえば、今後ますます自分たちが食べるものについて、どんなふうにつく

られているのかも含めて、学習に利活用するという事は当然出てくることですので、またこういった機会は子供たちにも与えたいというふうに思いますし、もう一つは、そこでつくっておられる方も、学校へ来て説明をされるということも当然ありますけれども、見学に資するように持っていくことは当然と考えております。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

備蓄倉庫でございますけれども、本来、給食センターは食器類もございまして、そういったものを屋外に今計画をしております。センターのほうには調理設備、それから今の会議室、あと職員の休憩スペース等がございまして、余り使わないけれども、必要な備蓄しておかなければならない食器、器材等がございまして、そういったものは屋外に設けるというものでございます。先ほども触れましたが、災害用のいろんな資材、そういったものもこの中に入れておくということは可能でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中野憲太郎君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

まず、災害についてお聞きしたいんですけれども、災害時にそこが使えるか使えないかということになると、総務部のほうもかなり関係してくると思います。例えば、今現状、あそこに置いてある食材は学校給食用の食材なので、それは多分使えないと思いますし、それを調理することは不可能じゃないかなということも思いますし、また現実問題として、学校給食センターが災害時に本当に機能するのかということを考えたら、私は逆に機能しないんじゃないかなということも思います。本当にその辺がしっかり話し合われて、今の答弁だと、災害時のことも想定して、備蓄倉庫は外につくったということでございますけれども、じゃあそこに何をしまうんだということは、総務部長は今答えられるんでしょうか。その辺、備蓄倉庫とか、災害時に使うとかということの答弁が前ありましたけど、災害時に給食センターが本当に機能できるのかどうかということはどういう程度検討されたのか。備蓄倉庫、ふだん使わないものだから外へということですが、せっかく今から新規で建物を建てるのであれば、全然きちきちの敷地で、敷地に余裕がないのであればどうしようもないかもしれませんけれども、これだけ敷地に余裕があるのであれば、別にこの中に備蓄倉庫をつくることも可能だったんじゃないかと。あえて外につくらなきゃいけない理由なんてどこにあるのかなということも思います。

それと、先ほどベストミックスはランニングコスト、イニシャルコストを勘案してと。それはわかりますけれども、幾ら違うんだということですが。要するに年額幾ら違って来るからこっちにしたんだとか、電気にしたほうがお得ですよとか、ガスのほうがお得なのか、例えば災害時に、最近だとオール電化にしていますけど、都会だと都市ガスが復旧するまでに電気のほうが早く復

旧するので、オール電化のほうがいいということももう既にうたわれています。じゃあ、ここは都市ガスを使うのかといたら、そうじゃないですよ。そういった意味でも、その辺の選定方法をもう少し詳しくお伝えいただきたいのと、外につくる備蓄倉庫とか、要するに建物の出入りがあれば、先ほどのコバエの問題もあると思いますので、なるべくなら建物内で完結するのが一般的に考えたらそうだと思うんですけども、あえてそういったものを外へ出すとか、コバエ対策もしますということですけど、何をどうするのかということも教えてください。

○議長（中野憲太郎君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

防災の面からの給食センターのあり方というところの御質問もあったかというふうに思います。災害というのは、どのような災害が起きるか。実際起こって、どう対応するのかということも非常に求められてくることかと思えます。先ほどの備蓄用倉庫、通常は恐らく給食センター関係の器材であったり、備品であったりというものがおさめられるというようなこともあろうかと思えますけれども、防災の面から考えれば、衛生的な管理が必要である給食センターの内部で、例えば炊き出しを行うということはなかなか難しい場合もあろうかと思えます。屋外でガス等を使って炊き出しを行うことは十分可能かと思えます。いろんなところで炊き出しの対応とかということが求められていくのかなというふうに思うんですけども、こういった給食センターを基点として、今後、防災対策として、災害用の炊き出しの備品、そういったものを順次そろえていくということは重要かと思えますし、当然そのときの食材というのは非常の場合の食材でございますので、協定に基づいて、必要なところからそういった食材を供給していただき、そこで調理をするということになろうかなと思えます。

○議長（中野憲太郎君）

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

先ほど来お答えしておりますが、備蓄倉庫でございますけれども、これはスペース的に配置をした関係上、屋外につくらざるを得なかったというので計画したものでございます。

それから、ランニングコスト、イニシャルコストのベストミックスの年額の差、金額ということでございましたが、今、資料の持ち合わせがございませんので、後ほど御説明したいと思います。

それから、ガスは当然プロパンガスでございますが、コバエ対策はどういうものかということでもございましたが、昨年の7月13日でございますが、ハエが調理室へ入って調理ができなかったという事案がございました。急遽御父兄の方には御心配をかけまして、当日おにぎりとかパンで対応したというようなことがございましたが、換気扇を給食センターではたくさん使うわけですが、この換気扇で空気を出しますとすき間から空気が入ってくるということで、前回もネットを張ったりして対策はしておったんですが、ハエが入ってしまったということで、今の新しいセン

ターは空調設備を完璧にしまして、入ってくる空気と出ていく空気を調整いたしまして、室内が風圧状態にならないようなつくりを行います。それによって、すき間からコバエが入ってこないということでございますので、そういった対策を空調設備のほうで行っているというものでございます。

それから、先ほど御父兄と申し上げましたが、保護者の誤りですので、失礼いたしました。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

13番 中島達也議員。

○13番（中島達也君）

先ほど全員協議会で御説明があったかもしれませんが、ちょっと私の都合で、議長の承認をいただいて中座した関係でちょっと質問させていただきます。

きょうの議会承認をもらえれば、一応承認されれば、あすから工事が始まるということなんです。機械設備の業者が現時点で決まっていない理由を説明してください。

○議長（中野憲太郎君）

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

お答えいたします。

機械設備、現在、入札の準備中でございます。同じように、建築、電気と一緒に機械設備も入札に付したわけでございますけれども、事後審査型の条件つき一般競争入札で御案内をいたしました。エントリーされた業者の方々にはその間お見積もりをいただきまして、入札日までに入札をしていただくという流れになっておったわけでございますけれども、全社御辞退されたということございました。エントリーをされておって、御辞退ということですので、こちらのほうにおきまして、その状況についてヒアリングといたしますか、お伺いを立てまして、各社から内容について御連絡をいただきました。そこで、指名委員会を2回開きまして、その内容につきまして精査をし、検討してきました。結果、もう一回入札をするということで、再度、入札行為を行っているという状況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

13番 中島達也議員。

○13番（中島達也君）

説明いただきました。どちらにしても、総事業費から計算すると、大きな予定金額になろうかと思えます。あすから工事が着工なのに、まだ決まっていないということで、えっというふうに思ったんですが、いつごろまでに決定されて、工事着手についての影響はないのか、その辺だけ最後に聞きます。

○議長（中野憲太郎君）

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

年度内には契約成立ということで予定しております。お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

私、3点ほどお聞きしたいと思います。

今回のこの上げられました議題については別にお聞きするつもりはないんですが、先ほどの全協でも触れられましたように、残地の敷地の一部に市道を設けると。これは恐らく市民会館への道路ではないかと思うんですが、我々に前から説明がありましたように、市民会館までの道路を計画してあるのかどうかということがまず1点。

そして、先ほども5番議員の質問のコバエの対策について、空調による風圧を設けるということで対策を講じるというような方法を上げられましたけれども、出入り口に関しては風圧で対応できるかと思えますけれども、網戸からの侵入は技術的にできないのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、用地ですね。用地については、昨年初め、説明の段階では、給食センターの用地に要する敷地として二千数百平米の計画を上げられておったような記憶があるんですよ。今現在、けさの全協での説明では3,445平米ということで、敷地が8,500平米ほどあります。その中で、この敷地、残地を使って市道を設置した場合、8,500平米の、恐らく給食センターの用地と、そして市道の用地を含めると、約50%ぐらい必要になってくるわけですね。そうしますと、残地が50%しかない。私は、前からこの残地の活用ということに対して質問したことがあります。避難場所としてあけておくことも必要かもしれませんけれども、やはり市の活性化を願うのであれば、こういった空き地を活用して産業振興や景気対策に利用するということが最も重要でないかということを思いますので、その辺のことを考えますと、50%の残地ということが非常に残念でないということを思います。そのことについて、まず今後どういった活用を考えておられるのか。その点、3点お聞きしたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

私のほうからは、市道の計画があるかどうかについて述べさせていただきます。

後の議第20号のほうで路線の変更ということを上げさせていただきますけれども、こちらにも載っておりますけれども、旧の金山給食センターまでの市道が225メートルあったんですけれども、それを延長させて、旧の金山病院跡地のほうへ400メートルの市道認定をいただくようにしております。また、来年度予算にて設計を盛り込む予定でおります。以上でございます。

○議長（中野憲太郎君）

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

コバエ対策についてお答えいたします。

網戸からの侵入は防げないのかということでございましたが、今計画している給食センターには網戸を設けなくて、中はエアコンでもって一定の温度にして調理をするということで、衛生基準上、そういった形で行いたいという計画でございます。室内を風圧にしない空調設備でもってハエの侵入を防ぐということで計画をしております、またことし6月、7月、コバエが発生するかもしれませんけれども、ことしのところは今のセンターで対応してまいります、来年、再来年にはその状態で防ぎたいというふうに考えているところでございます。

それからもう1点は、残地の活用でございますが、こちらにつきましては、私どもの給食センターを管轄する教育委員会としましては、この残地利用につきましては考えておりませんといえますか、地元の方々の御協議でもって活用していただきたいというふうに思っております。

○議長（中野憲太郎君）

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（加藤和男君）

今の市道横田線の延長につきましては、旧金山病院の跡地から出るところを利用して国道へつながるという予定で今回の議案にも上がっております。これは、金山町へ入ったときに国道へつながる道が幾つもあるというようなことで、できればこのところを使って国道へ出るように認定をさせてもらって、この市道横田線を使って、今の市民会館、学校等への道を確保したいというものでございます。

それで、この跡地内の路線につきましては、今の給食センターについては位置が決まっておりますので、そこを避ける形でと、あと、残地をうまく利用できるような形の路線を土木課のほうでは検討していただいております。それでもまだ用地は残ってくるんですけども、その用地につきましては、現在でもお盆の時期とかお正月の帰省のときに地元の方が駐車場で使ってもらっていたり、花火大会のときの駐車場ということで使ってもらっているのが現状ですけども、今までどおりの多くの車をとめることはできないだろうということは思っておりますが、引き続き地元の方がそういった部分で有効に使えるような形の路線を考えてもらいたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

今、金山振興事務所長が申しましたけれども、跡地利用につきましては、現在、市としてもどのように使うかという活用方法については具体的に何も決めておりませんけれども、まちづくり協議会であったり、金山地域の方のさまざまな御意見を聞きながら、跡地利用ができるものな

ら、また検討していくということでございますので、御理解をお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

今後、皆さんの対応で残地の活用が決まってくるということですし、そして、今のコバエについても、また市民会館までの道路についても説明を受けましたけれども、今後の課題ということでもしっかり対応していただきたいと思いますが、そもそもこの本議会でこれだけの細かい、こうやって質問しなきゃいかんということが残念ですね、非常に。ですから、事前にもっともっと詳しく我々に対して説明していただきたいかったということです。これはやっぱり人間、生身ですので、仕方ない部分はあっても、やはり大きな税金を使ってやる事業ですので、今回の給食センターだけでなしに、ほかの事業に関してもやはり綿密に事前に議会に対して説明して進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中野憲太郎君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議員の御指摘がございましたが、やはり議会の皆様も市民の皆様の代表として出られる以上、皆様からまた市民の皆様に説明いただくこともあるかと思えますし、今後このようなことがないように十分注意してまいります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

今、議員も言っておられましたけれども、私も、先ほど報告を受けたときに、やっぱり執行部と議会の進め方の基本的なルールをしっかりと自覚をしてやっていかないとこういう問題が起きてくると。特に給食センター等々は非常に関心の高い施設だろうというふうに位置づけをしますと、議会人としても、どこにどういうふうになって、どのぐらいの予算でということは聞かれません。したがって、スケジュール表を見ますと、昨年6月には実施設計ができておって、暮れの補正予算の折にも報告があったけれども、詳細な説明が、恐らくこれは総務教育民生委員会だと思いますけれども、されていない。そういうところからこういうことになってきたのかなあと想像しますので、どうかこれからも庁舎等でいろんなこういう問題が出てくると思います。したがって、その辺のところを今後しっかりと御配慮いただいて、説明をいただきたいと、こういうふうをお願いしておきます。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

今、伊藤議員の言われましたことは当然でございます。ただ、今のこの南部給食センターにつきましては国庫補助が思いもかけず早くついたということもございまして、ちょっと後手になった経緯もございまして、今後このようなことがないように詳細な説明をしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第2号、議第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第2号及び議第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第2号 下呂市南部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議第3号 下呂市南部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第3号については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中野憲太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議第4号及び議第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第13、議第4号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第5号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

議第4号及び議第5号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

それでは、議案書の23ページをお開きください。

議第4号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始を一月早めることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、26ページをお開きください。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由でございます。下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせ、適用日を設定している介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定について、介護予防・日常生活支援総合事業の開始を一月早めることに伴い、適用日を一月早めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要、(1)介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を、下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始と合わせて、平成29年3月1日から適用することとします。

(2)この条例は、公布の日から施行します。

続きまして、27ページをお開きください。

議第5号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始を一月早めることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

条例要綱にて説明させていただきます。30ページをお開きください。

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由、下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせ、適用日を設定している介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定について、介護予防・日常生活支援総合事業の開始を一月早めることに伴い、適用日を一月早めるため、当該条例の一部を改正するものです。

概要、(1)介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を、下呂市の介護予防・日常生活支援総合事業の開始と合わせて、平成29年3月1日から適用することとします。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

この第4号、第5号の両条例につきましては、平成27年度の介護保険制度改革に伴い、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を条例で明確にする必要があり、下呂市では、平成27年3月議会において、条例改正の中で介護予防・日常生活支援総合事業の開始をそれぞれ条例の附則の中で平成29年4月1日からと定めておりましたが、財源の有効な確保を図るため、開始時期を一月早めたことにより、開始日を平成29年3月1日とすることから、今回、2つの条例改正を上程させていただきました。この条例につきまして、御審議のほどよろしく願います。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

#### ○11番（吾郷孝枝君）

この議第4号、5号はセットですので一緒にお尋ねをいたしますが、そもそも平成27年の法改正のときに、条例改正で、結局軽度者、要支援1・2の方を保険給付から外して、市の事業、独自事業みたいな形でやることになったわけですね。ところが、全国ではとてもそういうことは実施できないということで、大体7割ぐらいの自治体がそういうふうに言っていたと思います。そ

れで、2年間、ほかの事業は3年間猶予されたわけですね。その猶予された理由が、きちんと体制が整って、この事業が円滑に実施できるように2年間猶予が与えられて、下呂市は29年の4月1日から実施ということを決めました。

そこで、お尋ねをするんですけれども、まず本当に体制がきちっと整備されたのか。その上で、4月1日実施が3月1日実施に1カ月前倒しになったのか。特に1カ月、なぜ早めて開始しなくてはいけなかったのか、その必然性、理由をまず御説明ください。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

まず1カ月早めた理由というのは、介護予防・日常生活支援総合事業の財源につきましては、今までと同じように介護保険料で賄うということですが、新しい総合事業については、介護保険の財源について上限が設定されていますので、前年度の実績に基づいて上限が設定されます。例えば29年の4月に実施した場合と29年3月に実施した場合では基準となる年度が違ってきます。29年の4月にもし実施とすると、実績が平成28年4月から29年3月までの実施額となります。逆に3月から実施しますと、27年度の実績ということになります。今の介護予防事業の状況を見ると、前年、27年度と比べると800万から1,000万ほど少ないということですので、実績の多い年度のものを採用したほうが財源的には助かるということですので、29年の3月の前倒しということで実施をさせていただきました。

次に、体制につきましては若干試行錯誤する部分はありますけれども、新しい総合事業では、吾郷議員言われたように、今までの訪問介護とか訪問通所の予防給付の部分が今度こちらの支援事業にかかります。身体介護とか、そういう部分は専門に任せ、そうでない部分、買い物支援とか、そういう部分については地域での取り組みというようなことで、いろんな事業者、NPOとか、シルバーさんとか、そちらのほうにいろいろ声かけをして、体制を整えてきておるという状況であります。

それと、市民の方に事業の徹底を図るという意味では、広報2月号に皆さんに介護予防・日常生活支援総合事業についての説明というか、広報させていただきましたし、事業者の方には集まっていたいただいて、事業の概要の説明等をしておるのが現状です。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

前倒しで実施ということは、財政上の問題ということはよく理解できますので、この前倒し実施について反対するものではありません。しかし、現状を見てみますと、高齢化は下呂市で年々進んでいますね。そういう中で、やはりこういう支援が必要な方もそれに合わせてふえていくのが実情ですね。この27年と28年のこういった介護サービスを準備の段階でより整えていく。それ

が大前提だと思うんです。先ほど言われましたように、27年の実績と28年の実績を比べると、28年の実績のほうがぐっと落ちています。これは普通のサービスの必要度からいったら、逆の現状ですね。こういう現状を踏まえて、28年度の前年度の実績が伸びていないので、多かった27年度のほうのものでやると。これは財政的なものだけですけど、そうではなくて、実際これから29年度を始めるときにこういう現状でスタートしていいのかなのか、私はそこを非常に疑問に思いますので、受け皿はあるのかという問題なんです。実際できるのかというところが非常に危惧されますので、その点について、財政上の問題だけじゃなくて、必要なサービスが皆さん、市民の方、受けられるのかなのか。そういう点で御答弁願います。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

まず、認定者数につきまして、要支援の方につきましては、平成27年度で466名、平成28年度で433名と、認定者が逆に減っているというのが現状であります。介護保険上の計画ではもっと大きい数字で予想はしておりましたが、実際的に認定者が今減ってきているという状況が現実です。逆にふえるよりは減っているということは、それだけ元気な方がいらっしゃるのかなという捉え方もできますけれども、あとサービスにつきましては、介護保険事業計画の5期の中でいろいろと整備されてきたというような状況がありますし、やっぱり今の協議体というか、そういう組織をつくりながら、身体介護以外の地域でできるような事業、サロン活動とか買い物支援とか、いろんな部分で、地域のNPOとかボランティアの方とか、そういう方が取り組んでいただけるような仕組みづくりというか、そういうものについて今考えておりますし、ちょうど来年度から地域福祉計画、地域福祉活動計画というのを新たに立ち上げられますので、その中で皆様方にそういう意識を持っていただくような形を進めながら整備を図っていきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

最後ですが、今、認定者の数のことを言われましたけれども、特に要支援の部分で、認定を受けても自分が使いたいサービスが使えない。例えば特にホームヘルプの部分ですね。今、独居の方が非常にふえております。こういった支援が必要とされる方が私はふえていると思いますが、ただ実際、こういうサービスが十分に実施されていなければ、認定を受けても仕方がないということで、受けない方も結構あると思います。そういう点で、やはり認定者が減ったというだけで物を見るんじゃなくて、現状、きちっと必要なサービスが提供できているのか。そこをきちっと見ていただきたいと思います、今後。

それから、この問題は、今、特に自治体の事業になりましたので、下呂市の力量が本当に間わ

れるんです。各自治体の力量というのが問われる事柄ですので、市長、この点で、今後、予算の審議もこれからあるんですけれども、下呂市が実際市民の方が願っているサービスがきちっと提供できているかどうかという点をしっかり見て、不十分なら、そこに大いに力を入れていっていただきたいということを思います。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま福祉部長が説明申し上げましたが、私どもといたしましても、市民サービスの低下につながらないよう、また人々がお困りのときは順次適正なる対応をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

ただいま予算の話のところ、前年度実績が多いので、1カ月繰り上げて3月から施行というお話でしたが、国からは、前年度実績プラス10%までは予算を組めますよという話が来ていると思いますが、下呂市の場合は前年度実績がプラス10%ぐらいなので、27年度予算のままで行くということで、プラス10%はしないと聞いておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

今、そういうような形もありますけれども、総合的に判断して、どちらのほうが将来的にいいかということを検討した結果、10%の加算をとらないで、10%の部分はなしというような形でやりますし、実際の今の見込みというのは、12月補正で予算の組み替えをして、いろいろ上げさせていただいたんですが、実際のところ、もう少し下がるような見込みにもなっておりますので、幅が余計広がってしまうので、10%の加算というか、そういう部分じゃなくて、通常どおりの実績でいきたいなとは思っております。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

多くの財源があったほうが支援の方法が広がって、要支援を受けたいと思ってみえる皆さん、そして、今回は要支援認定を受けなくても、チェックリストだけでもその支援が受けられるということで、また大勢の方に幅が広がると思うんですが、その辺、国からいいよとされていると

ころを受けないという理由が少し今の答えでは理解できないんですが、その辺お願いします。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

今の10%のほかにも、75歳以上の高齢者の伸びとか、いろんな部分もありますので、その辺も含めて総合的に検討させていただくということをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

残してはいけないということなんでしょうか。例えば国から来たとき、プラス10%で申請して、そこまで使えなかったら何かペナルティーがあるとか、返せばいいと思うんですけど、その辺はだめなのか、その辺お聞かせください。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

今の中では特にペナルティーがあるというか、そういう部分の確認はできておりませんので、国の制度自体も再度確認した上で、また検討させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

7番 宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

取り組みなど、今までいろいろ聞いたけれども、実際にサービスの向上につながっていくのかどうかという問題、そのことがはっきりしていないんで、その辺がちょっとわからんのやけれども、その辺をはっきりと述べてくれ。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

従来のサービスの見直しということで、今まで訪問介護とか訪問通所ですね。介護予防の部分が結局地域に回ったんですけれども、根本的に介護保険の財源というのが非常に厳しくなってくる中で、今までどおりホームヘルプサービスでも、例えば買い物とか掃除とか、そういう部分については専門的な方じゃなくても、一般の方でもできるので、やっぱり地域全体の方がいろいろな介護を支える中で対応していただくというような仕組みをつくっていかないと、介護保険自体の維持継続が難しいので、NPOとかボランティアの方が介護の地域支援事業という形で参加していただいて、よりサービスをきめ細やかな部分で気づきというか、地域の見守りも含めて、行

っていけるような体制をつくっていくということを意識していただくということですね。結局支える側と支えられる側がありますけれども、多くの方が支える側に回っていただけるような仕組みづくりをしていくということです。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

7番 宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

支える側と支えられる側というのは実際にあるわけで、その両方の方が向上していけるというようなことにつながるかつながらんかという問題になってくるわけです。だから、1カ月早めるとか早めんとかという問題だけじゃなくて、やはりそういうことが今現在大事になってきておるはずやから、その辺をしっかりと取り組んでもらいたいと思う。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

今、議員言われたように、まさに支える側、支えられる側のそういう仕組みづくりというのが大きな課題になっておりますので、介護保険に限らず、地域福祉ということの充実を図る意味で、地域福祉計画等の中でそういう体制、仕組みづくりを整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第4号及び議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第4号及び議第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本2件に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第4号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第4号については原案のとおり可決されました。

次に、議第5号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第5号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第6号から議第16号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（中野憲太郎君）

日程第15、議第6号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第16、議第7号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第17、議第8号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第9号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第6号）、日程第19、議第10号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、日程第20、議第11号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、日程第21、議第12号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第6号）、日程第22、議第13号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）、日程第23、議第14号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議第15号 平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第25、議第16号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、以上11件を一括議題といたします。

議第6号から議第16号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました議第6号から議第16号までの補正予算につきまして、提案理由の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出見込み額の精査等と事業費の確定による予算の増減をお願いするものでございます。また、各会計間の繰入金、繰出金の調整等もあわせて行ってまいります。

議第6号、下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、先ほど申し上げました事業費

の確定などに伴いまして、分担金、使用料、国・県支出金、諸収入、市債などのそれぞれ増額、または減額を計上しております。

また、特別交付税では、3月交付見込み分の増額補正を行うとともに、今回の歳入歳出見込み額の精査等と事業費の確定に伴い、財政調整基金の大幅な繰入金の減額補正を行うこととしております。

歳出につきましては、環境衛生施設整備事業につきまして、今年度の事業進捗状況に合わせて予算の減額をするものでございます。また、各事務事業におきましては、事業費の確定、入札による差金、節約による不用見込み額等につきまして減額補正を計上しております。

議第7号から議第16号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましても、不足する経費の追加及び各事業の精査、精算、必要額の精査による不用額の減額などによりまして、予算の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては各担当部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（中野憲太郎君）

それでは、最初に議第6号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

#### ○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、議第6号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算の1ページをお開きください。

平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6億3,974万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも231億247万2,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は繰越明許費で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は地方債の補正で、地方債の変更は第4表 地方債補正によるものでございます。平成29年2月27日提出。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入補正の主なものにつきましてでございますが、1款市税6,473万3,000円の増額、2款地方譲与税2,000万円の増額、4款配当割交付金2,000万円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金1,700万円の増額、6款地方消費税交付金4,700万円の増額、8款自動車取得税交付金2,600万円の増額、10款地方交付税3億円の増額、14款国庫支出金6,447万6,000円の減額、15款県支出金

8,264万円の減額、17款寄附金1,485万2,000円の増額でございます。4ページへ参りまして、18款繰入金8億9,290万円の減額、20款諸収入1,581万7,000円の増額、21款市債7,730万円の減額でございます。

5ページからは歳出でございます。

歳出の主なものといたしましては、2款総務費3,875万9,000円の減額、3款民生費3,119万8,000円の減額、4款衛生費2億1,167万3,000円の減額、6款農林水産業費1億1,869万5,000円の減額。6ページへ参りまして、8款土木費1億6,209万9,000円の減額、9款消防費1,383万6,000円の減額、10款教育費5,634万2,000円の減額、14款予備費1,383万9,000円の増額でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

2款総務費、庁舎・振興事務所整備事業1,577万9,000円は、萩原庁舎から星雲会館内へ光ケーブルを含む庁内ネットワーク機器及び電話等の機械設備の移設において、作業に係る工期の延長が必要となったためでございます。

次の3款民生費、社会福祉諸経費臨時3,986万2,000円は、高山山ゆり園建設事業に係る下呂市の負担金として、後ほど増額補正をお願いするものでございますが、年度内執行ができないため、繰り越しをするものでございます。

4款衛生費、環境施設整備地域振興事業1,060万7,000円は、大淵地区への地域振興事業において、新設道路の用地取得が3月契約予定であることと、所有権移転登記が4月にまたがるためでございます。

6款農林水産業費、産地パワーアップ事業1億1,796万7,000円は、トマト選果場整備において、通学時間帯の工事車両の乗り入れに関する地元調整に要した時間と、それに伴う作業効率等を考慮した結果、工事期間の延長が必要であるためでございます。

次の県単林道改良事業877万円は、小坂の樫谷林道において工事箇所が急峻かつ狭小であるため、施工方法、安全性確保のための工法選択に不測の日数を要したことからでございます。

8款土木費、防災・安全交付金道路事業7,951万8,000円は、国の経済対策補正予算による事業でありまして、小川2号線構造物補修設計業務、嫁谷線舗装修繕工事ほか4路線に係るもので、発注時期が通常より遅くなったため、年度内完成が見込めないことからでございます。

次の防災・安全交付金橋梁事業1億1,587万7,000円は、主に下呂大橋耐震補強3期工事において、橋梁添架物件の移設協議と移設工事に不測の日程を要したことから、9款消防費、下呂第2分団第1部消防詰所新築事業2,556万1,000円は、下呂方面隊第2分団第1部野尻消防詰所新築工事において、地元協議とそれに伴う設計に時間を要し、年度内完成が見込めなくなったことから、11款災害復旧費、現年補助災害復旧事業378万円は、乗政1号線災害復旧工事において、同道路は地域の主要道路であるため、通行規制に制約があることから、標準工期での施工が困難となったからでございます。

9 ページへ参りまして、繰越明許費補正の変更でございます。

8 款土木費、社会資本整備総合交付金事業の第2 大島踏切道拡幅関連工事において、JR による踏切拡幅工事の繰り越しに伴い、迂回路整備及び踏切と市道の接合部工事が JR 工事の完了後でないとは施工できないことが判明したため、既に繰越明許費としていた金額に当該工事分1,188 万円を追加し、繰越明許費額を6,528 万円に変更するものでございます。

次に、防災・安全交付金交通安全事業では、幸田3 号線、8 号線排水路工事において、道路内のガス管等の埋設物に関する各種調整と、当該工事に合わせて下呂温泉病院において発注された旧下呂温泉病院跡地地下通路解体工事との調整に時間を要したことにより、年度内完成が困難となりましたので、既に同工事で繰越明許費としております上村・桜谷公園線道路改良事業の7,000 万円に1 億208 万4,000 円を追加し、繰越明許費額を1 億7,208 万4,000 円と変更するものでございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

第3 表 債務負担行為補正では、市立老人ホーム指定管理料、平成29 年度より平成30 年度までの期間、限度額6,000 万円、老人デイサービスセンター指定管理料、平成30 年度、限度額800 万円、農林漁業体験施設指定管理料、平成29 年度より平成30 年度までの期間で限度額60 万円、フィッシングセンター水辺の館指定管理料、平成29 年度、限度額290 万円、元気ではつらつ増進施設指定管理料、平成29 年度、限度額7,522 万3,000 円を追加するものでございます。

11 ページをごらんください。

第4 表 地方債補正でございます。

総務債、公共施設整備事業から、災害復旧債、公共土木施設災害復旧事業につきましては、それぞれの事業費や財源の確定に伴いまして、借入限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の内容を御説明申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款市税につきましては、1 項市民税から、16 ページ、5 項入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによります増額調整と、滞納繰越分の収納見込み分を増額計上しております。

16 ページ中段の2 款地方譲与税ですが、1 項地方揮発油譲与税は1,100 万円の増額、2 項自動車重量譲与税は900 万円の増額で、いずれも今年度の交付額の見込みによるものでございます。

17 ページへ参りまして、4 款から8 款までの交付金につきましても、今年度交付額の確定、または見込みによる補正でございます。4 款配当割交付金は2,000 万円の減額、5 款株式等譲渡所得割交付金は1,700 万円の増額、18 ページへ参りまして、6 款地方消費税交付金は4,700 万円の増額、8 款自動車取得税交付金は2,600 万円の増額でございます。

10 款地方交付税では、特別交付税の3 月交付見込み分3 億円の追加計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金は、農業費分担金、林業費分担金の事業費の確定に伴う増減でございます。

19ページへ参りまして、13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各施設の使用実績及び精算見込みによる補正でございます。

20ページをお開きいただきたいと思ひます。

2項手数料につきましても、同様の理由の増減でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では466万円の減額、22ページへ参りまして、3目災害復旧費国庫負担金は48万4,000円の減額でございますが、それぞれ今年度の交付額の確定、または実績見込みによる補正でございます。

2項国庫補助金では、1目民生費国庫補助金2,502万9,000円の減額は、年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金において、精算による1,512万円の減額が主なものでございます。

23ページへ参りまして、2目衛生費国庫補助金4,194万6,000円の減額は、し尿処理施設に係る循環型社会形成推進交付金の3,885万8,000円の減額が主なものでございます。そのほか、実績見込み等による増減でございます。

24ページをお開きいただきたいと思ひます。

15款県支出金、1項県負担金でございます。1目民生費県負担金及び25ページの3目県事務移譲交付金は、今年度の交付額の確定及び実績見込みによる増減でございます。

26ページをお開きください。

2項県補助金、3目衛生費県補助金1,281万8,000円の減額は、地域医療確保施設整備事業費補助金、下呂温泉病院脳外科手術用顕微鏡に対する補助事業の事業費確定に伴います1,000万5,000円の減額が主なものでございます。

4目農林水産業費県補助金3,376万円の減額は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金671万6,000円の減額、27ページへ参りまして、小規模農家組織化支援事業費補助金651万5,000円の減額、産地パワーアップ事業補助金561万8,000円の減額が主なものでございます。

6目の土木費県補助金1,708万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業の事業費確定による減額でございます。

28ページをお開きください。

3項委託金につきましても、交付決定、事業費確定等による予算補正でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、基金利子の確定に伴う増減でございます。

29ページへ参りまして、2項財産売払収入、1目不動産売払収入293万7,000円の減額は、市有林間伐搬出事業の事業費確定によるものでございます。

2目の物品売払収入55万8,000円は、公用車等の売り払いに係るものでございます。

17款寄附金1,485万2,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増による増額補正でございます。

30ページをお開きください。

18款繰入金、1目基金繰入金8億9,278万6,000円の減額は、財政調整基金繰入金8億9,000万円の減額が主なものでございます。今回の補正によりまして、財政調整基金からの繰入金は4,900万円となります。

31ページへ参りまして、20款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料400万円の増額は、実績額による延滞金の増額補正でございます。

5項雑入につきましても、今年度の実績等による増減でございます。主なものは、総務雑入において、市町村振興協会交付金595万1,000円の増額、情報通信施設利用負担金500万円の減額、32ページへ参りまして、民生雑入では、児童デイサービス利用料365万6,000円の増額、福祉医療費における補助金過年度精算金748万2,000円の増額、33ページの消防雑入では、消防団員退職報償金545万4,000円の減額などでございます。

21款市債につきましても、事業費、財源の確定等により、起債発行額を調整し、全体で7,730万円の減額補正としております。

次に、歳出補正につきまして御説明申し上げます。

歳出補正につきましても、ほとんどが事業費の確定、支出見込み額の精査等による増減となっております。また、各科目の職員給与費補正につきましても、育児休業から産前休業の変更による給料の増及び扶養状況の変更や業務量の増加などによる手当の補正でございます。各基金における積立金は、ふるさと応援基金を除き、主に基金利子分の積み立て補正でございます。なお、会計間の繰入金、繰出金の調整についてもあわせて行っております。

それでは、歳出補正の主な内容につきまして、向かって右側の説明欄を中心に御説明を申し上げます。

35ページをお開きください。

1款議会費におきましては、議員共済会普通経理負担金で132万8,000円の減額、基準数値の確定によるものでございます。

次の36ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、上段の総務職員給与費臨時70万円の減額は、岐阜県との人事交流に係る給与負担金でございます。

38ページをお開きください。

5目財産管理費、中段の市有林造林事業508万1,000円の減額は、事業地面積及び搬出材積が減ったことによるものでございます。下段の公共事業基金費110万4,000円の減額は、主に将来の市営住宅修繕に備えて積み立てをしている住宅使用料未充当分の調整によるものでございます。

39ページへ参りまして、上段の庁舎・振興事務所整備事業1,868万6,000円の減額は、主に庁舎・振興事務所耐震工事に向けた測量設計費の入札差金でございます。

6目企画費では、下段のふるさと寄附金推進事業292万7,000円の増額は、ふるさと寄附金寄附者に対する返礼記念品に係るものでございます。その下のふるさと応援基金費1,407万5,000円は、ふるさと応援基金の積立金でございます。おかげをもちまして、平成28年度、現時点で昨年

に比べ件数は約1,600件、前年の2.2倍、金額は1.9倍の3,300万円となっております。

40ページをお開きください。

9目地域情報化対策費、地域情報化推進諸経費臨時800万円の減額は、有線テレビ施設の機器更新に係る事業費の確定による不用額の減額でございます。その下、有線テレビ施設維持基金費500万8,000円の減額は、指定管理者施設利用負担に係る積立金の減額でございます。

41ページへ参りまして、12目自治振興費、下段の小坂地域地域おこし協力隊事業387万2,000円の減額は、小坂地域において2人目の地域おこし協力隊員を募集しておりましたが、採用に至らなかったため減額をするものでございます。

42ページをお開きください。

下段の20目まち・ひと・しごと創生費において、森と人の物語推進プロジェクト事業、ふるさと納税を活用した女性の働き方改革推進事業の県補助金の確定に伴い、財源組み替えを行うものでございます。

44ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、下段の戸籍住民事務諸経費臨時369万8,000円の減額は、主に今年度IC旅券発行端末の機器更新を予定しておりましたが、来年度補助対象地区に該当する予定のため、更新計画を持ち越すこととなったため、減額するものでございます。

45ページの参議院議員選挙費、県知事選挙費につきましては、主に不用額を減額するものでございます。

46ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、下段の社会福祉諸経費臨時では、繰越明許費の追加でお話ししました高山山ゆり園建設事業費負担金3,986万2,000円の増額が主なものでございます。

48ページをお開きください。

上から2つ目でございますが、臨時福祉給付金給付費334万8,000円の減額、下段の年金生活者等支援臨時福祉給付費1,512万円の減額は、平成28年12月12日をもって受け付けが終了したことに伴う不用額の減額でございます。関係するそれぞれの事務費につきましても調整と減額をするものでございます。

50ページをお開きください。

2目障がい者福祉費、障がい者福祉給付費605万3,000円の減額は障害児福祉手当と特別障害者手当給付費の支出見込み額により、その下、更生医療給付事業301万2,000円の減額は給付費の支出見込み額により、その下、自立支援給付費につきましても支出見込み額に応じて450万円を増額するものでございます。

52ページをお開きください。

3目高齢者福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金770万1,000円の減額は、平成28年度の保険基盤安定負担金の交付決定による金額確定でございます。

中段の4目介護保険費、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金2,681万1,000円の減額は、介護保険給付費の減額に伴うものでございます。その下、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰出金1,920万円の増額は、小坂老人保健施設の運営費に係るものでございます。

54ページをお開きください。

2項児童福祉費、2目児童措置費の児童手当給付費404万円の減額、下段の児童扶養手当給付費512万7,000円の減額につきましては、今年度の支給見込み額による減額。

4目保育所費の保育所運営費1,376万8,000円の減額は、主に実績によります臨時雇用賃金の減額でございます。

57ページをお開きください。

中段、6目学童保育費、学童保育クラブ運営事業362万4,000円の減額は、嘱託でお願いをしております放課後児童クラブ主任指導員の中途退職等による不用額でございます。

最下段、7目障がい児福祉費、障がい児加配保育士設置事業323万8,000円の減額は、今年度の実績見込みによる臨時雇用賃金の減額でございます。

58ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護総務諸経費臨時599万7,000円の増額は、主に平成27年度医療扶助等国庫負担金の精算による返還金545万7,000円でございます。

59ページへ参りまして、4款衛生費でございます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金1,119万6,000円の減額は、小坂診療所、馬瀬診療所の運営費減額に係る一般会計の減でございます。

60ページをお開きください。

中段の医療対策事業臨時1,001万円の減額は、下呂温泉病院脳外科手術用顕微鏡に対する補助事業の事業費確定によるものでございます。

2目予防費、下段の予防接種事業では、各種予防接種者の確定見込みによる医療材料費及び委託料等で1,014万8,000円の減額でございます。

61ページへ参りまして、3目保健事業費、中段の健康診査費につきましても、事業実績見込みによる450万円の減額でございます。

その下、4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業助成費1,317万1,000円の減額は、実績による減額でございます。

62ページをお開きください。

下段の7目母子衛生費、妊婦健康診査費助成事業515万3,000円の減額につきましても、今年度の実績見込みによる減額分でございます。

64ページをお開きください。

2項清掃費、2目塵芥処理費でございますが、ごみ処理施設管理運営費1,678万2,000円の減額は、薬品費、燃料費、専用袋印刷費、電気料等の実績見込みによる減額。その下、ごみ処理施設管理運営費臨時392万5,000円の減額は、主にコンテナ車購入費の入札差金306万7,000円の減額で

ございます。

65ページへ参りまして、3目し尿処理費のし尿処理施設管理運営費606万3,000円の減額は、事業費確定見込みによる、それぞれ不用額の減額でございます。

4目環境衛生施設整備費の環境衛生施設整備事業9,061万円の減額は、汚泥再処理施設、新最終処分場について次年度に延期するため、関係予算を減額するものでございます。

66ページをお開きください。

中段の環境施設整備地域振興事業2,877万4,000円の減額は、小川区大淵地区コミュニティー施設周りの新設道路測量設計により道路の取得用地が確定したため、関係予算を増額補正、また新設道路の工事につきましては、コミュニティー施設整備が次年度着手となるため、28年度を減額し、29年度対応とするものでございます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

#### ○議長（中野憲太郎君）

説明の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（中野憲太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議第6号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、6款農林水産業費の補正から説明をお願いいたします。

経営管理部長。

#### ○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、午前中に引き続きまして説明をさせていただきます。

補正予算書の68ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、中段の獣害防除対策事業386万8,000円の減額は、主に補助実績によるものでございます。その下、有害鳥獣捕獲事業1,218万2,000円の減額は、暖冬により11月から1月上旬の降雪が皆無であったことと、捕獲期間が縮小されたことにより捕獲頭数が減少したことによる減額補正でございます。

69ページへ参りまして、野生生物保護管理事業200万円の減額、わな捕獲体制モデル事業240万円の減額、アグリチャレンジサポート事業202万2,000円の減額は、それぞれ実績によるものでございます。

70ページをお開きください。

集落営農活動促進事業651万5,000円の減額は、購入機器の変更によるもの。元気な農業産地構造改革支援事業1,585万9,000円の減額、県の補助率の変動等と入札差金でございます。その下、産地パワーアップ事業561万8,000円の減額は、事業内示による減額でございます。

下段の4目畜産業費、畜産振興諸経費臨時200万円の減額は、全国選抜和牛共進会に向けた選

抜頭数の減少によるものでございます。

71ページへ参りまして、5目農地費、下段の県営中山間総合整備事業1,519万9,000円の減額、県営基幹農道整備事業470万円の減額、団体営土地改良事業633万4,000円の減額は、今年度の事業費精算予定に係るものでございます。

72ページをお開きください。

下水道事業特別会計繰出金2,463万3,000円の減額は、下水道会計での施設維持管理費の削減等により、一般会計からの基準外繰出分の減額でございます。

73ページをお開きください。

2項林業費、2目林業振興費、中段の集約化施業促進事業350万8,000円の減額は、事業の確定見込みによるものです。

75ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、企業立地促進支援事業600万円の減額は、事業所等初期投資補助金の不用額でございます。

77ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、下段の2目道路維持費、市道維持管理諸経費419万1,000円の減額は、主に電気料350万円の実績による減額でございます。

78ページをお開きください。

3目道路新設改良費、県道改良事業等負担金負担事業2,622万円の増額は、国道257号線を初めとする事業量の確定によるものでございます。

9目防災・安全交付金事業費、防災・安全交付金橋梁事業700万3,000円の減額は、橋梁点検業務量の確定によるもの、防災・安全交付金交通安全事業3,485万7,000円の減額は、上村・桜谷公園線の事業量確定によるものでございます。

79ページ、4項都市計画費、2目公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金5,877万5,000円の減額は、下水道会計での施設維持管理経費の削減等による一般会計からの基準外繰出分と公債費分に係る繰出金の減額でございます。

4目地域再生計画事業費、都市再生整備事業325万円の減額は、地域再生計画におけるソフト事業の見直しにより、他事業と連携し実施が可能となったことから減額するものでございます。次の社会資本整備総合交付金事業1,680万円の減額は、地域再生計画における旧下呂温泉病院跡地の利活用と幸田12号改良調査を含め、幸田地区の全体構想策定を予定しておりましたが、先送りになったことから減額するものでございます。

80ページをお開きください。

5項住宅費、1目住宅管理費、中段の市営住宅管理費臨時568万5,000円の減額は、森住宅A、B、C棟の下水道接続工事を予定しておりましたが、入居者説明等に日数を要することから、今年度事業を見送るため、また旧焼石営林署住宅の解体を中止し、土地及び建物を公募により売却することとしたためのものでございます。

2目住宅建設費の社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業5,443万5,000円の減額は、大規模建築物耐震補強工事補助金等の件数と金額確定によるものでございます。

83ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、消防団員退職報償費653万円の減額は、退職団員確定によるものでございます。

85ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、スクールバス管理運営費臨時702万2,000円の減額は、当初29人乗りマイクロバス2台を購入する予定でございましたが、1台を14人乗りに変更することによる減額でございます。下段の育英資金基金費は、育英資金の返済に関し、市の規則に基づきます減免還付分141万8,000円を繰り出すものでございます。

87ページをお開きください。

下段の2項中学校費、1目学校管理費、小学校管理運営費臨時272万5,000円の減額は、小学校の管理備品等の入札差金でございます。

90ページをお開きください。

2目教育振興費、中学校教育振興諸経費291万3,000円の減額は、教育用コンピューターのリース料の入札差金でございます。

少し飛びまして、96ページをお開きください。

5項保健体育費、3目学校給食費、給食センター管理諸経費230万円の減額は、各給食センターにおける臨時雇用賃金の実績による減額でございます。97ページの給食センター施設維持補修費230万円の減額は、新給食センターを見据え、維持補修を可能な限り小修繕としたことによる不用額を減額するものでございます。

98ページをお開きください。

12款公債費、1項公債費、1目元金350万3,000円の増額、2目利子1,231万6,000円の減額は、臨時財政対策債、減収補填債の10年利率見直しに伴う増減と、平成27年度借り入れによる利子確定による減額でございます。

予備費につきましては全体を調整したもので、1,383万9,000円の増額でございます。

99ページをごらんください。

こちらは、特別職についての給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。議員欄の報酬につきましては、19万2,000円の減額、共済費、議員共済会負担金は132万8,000円の減額、その他の特別職の報酬では、各種委員会、統計調査員等の報酬において700万3,000円の減額でございます。

続いて、100ページをお開きください。

一般職員の給与費明細でございます。上段の総括の比較欄をごらんください。職員の給料、手当は、育児休業から産前休業の変更による給料の増及び扶養状況の変更や業務量の増加などに対する手当の補正の合計が、共済費を合わせまして273万円の増額でございます。

102ページは債務負担行為の調書でございます。

103ページは地方債の調書でございます。表の右下が地方債、平成28年度末の見込み額でございますが、214億1,611万1,000円となる見込みでございます。

以上で平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第7号及び議第8号について詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（二村尚彦君）

それでは、補正予算書の105ページをお開きください。

議第7号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

平成28年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,547万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも47億2,131万6,000円とするものです。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成29年2月27日提出。

事項別明細書のほうで御説明申し上げますので、111ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項の国民健康保険税では、1目一般国民健康保険税で滞納繰越分の収納状況から800万円を増額補正し、2目退職国民健康保険税では、退職被保険者の減少により375万1,000円を減額するものです。

3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、2目療養給付費等負担金は、今年度の療養給付費負担金等の対象額がそれぞれ確定したことにより、国庫負担率32%分、合わせて3,916万1,000円を減額するものです。

3目の高額医療費共同事業費負担金は、今年度の高額医療費共同事業拠出金の額が確定したことにより、その4分の1の額が確定し、結果202万7,000円を減額するものです。

112ページをお開きください。

2項国庫補助金では、今年度の交付額確定により、1目普通調整交付金で2,639万2,000円を、2目特別調整交付金で775万4,000円をそれぞれ増額補正いたします。

4款療養給付費等交付金では、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、退職者医療交付金の額を1,770万7,000円増額するものでございます。

6款の県支出金、1項県負担金では、国庫負担金と同様に、今年度の額確定により、高額医療費共同事業負担金で202万7,000円を減額するものです。

113ページに移ります。

2項県補助金、2目普通調整交付金は、国庫負担金の療養給付費等負担金と同じ対象額について

て交付されるもので、3,577万6,000円を増額するものです。

7款の共同事業交付金では、国保連合会からの通知に基づき、1件80万円を超える高額な医療費について県内保険者で負担を共有する高額医療費共同事業交付金で1,775万5,000円を、80万円までの医療費について県内保険者で負担を共有する仕組みの保険財政共同安定化事業交付金で4,531万3,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、115ページからの歳出ですが、117ページの最下段をごらんください。

7款1項の共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金は、80万円以上の医療費を対象とする事業ですが、国保連合会からの拠出額確定通知に基づき810万6,000円を減額するものです。

118ページに移ります。

3目の保険財政共同安定化事業拠出金は、80万円未満の医療費を対象にする事業ですが、同様に今年度の拠出額確定により1億341万5,000円を減額するものです。

8款の保健事業費では、今年度の特定健康診査、特定保健指導事業が終了したことから、1目疾病予防費で386万5,000円を減額するものです。

119ページ中段の11款諸支出金では、歳入の特別調整交付金で受け入れた775万4,000円を、1目直診勘定会計繰入金で小坂診療所の運営費補助分として診療施設勘定のほうに繰り出すものでございます。

12款予備費で予算調整を行っております。

120ページからは給与費明細書となっております。

続いて、補正予算書の123ページをお開きください。

議第8号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

平成28年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ770万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも4億9,850万8,000円とするものです。

款項の区分、金額等は第1表によるものです。平成29年2月27日提出。

124ページの第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。

歳出のほうでございしますが、2款後期高齢者広域連合納付金で、保険料軽減分の確定によりまして770万1,000円を減額し、歳入の一般会計繰入金で同額を減額するものでございます。

以上で2つの特別会計の補正議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第9号及び議第10号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

それでは、補正予算書の129ページをお開きください。

議第9号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第6号）。

平成28年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,616万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年2月27日提出。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますので、133ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、主なものとして、上段のサービス収入、介護給付費収入、施設介護サービス費収入でございますが、1,437万円の減額。これにつきましては小坂老健分の減で、小坂老健の施設の稼働率が当初見込みよりも少なく、利用者が減少したことによるものです。

続きまして、中段、サービス収入、自己負担金収入、自己負担金収入につきましては588万2,000円の減です。これも小坂老健施設分の減で、利用者の減によるものです。

次に、134ページ下段になりますけれども、繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金1,920万円の増です。これにつきましては、小坂老健施設の運営費として一般会計から1,911万1,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、135ページ、歳出になります。上段の総務費、総務管理費、一般管理費の103万6,000円の減額で、主なものは、小坂老人保健施設の一般経費委託料83万6,000円の減です。

137ページからは給与費明細書となっております。

続きまして、139ページをお開きください。

議第10号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）。

平成28年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,777万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億801万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年2月27日提出。

同じく歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

まず歳入でございますが、145ページをお開きください。

保険料、介護保険料2,443万4,000円の増。これは主に第1号被保険者特別徴収保険料の増2,994万8,000円と、第1号被保険者普通徴収保険料の551万4,000円の減でございます。

次に、中段、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金3,538万1,000円の減。これは、介護給付費国庫負担金です。

次に、146ページ上段の国庫支出金、国庫補助金1,482万6,000円の減でございます。これについては、また145ページへ戻っていただき、主なものとしまして、調整交付金959万5,000円の減、地域支援事業交付金のうち介護予防事業の131万8,000円の減、同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業の403万3,000円の減でございます。

続きまして、146ページ、上から2段目になりますが、支払基金交付金、支払基金交付金5,520万8,000円の減。内訳としましては、介護給付費交付金5,373万2,000円の減と、地域支援事業支援交付金147万6,000円の減であります。

次に、下段の県支出金、県負担金、介護給付費負担金2,698万8,000円の減です。

これらの減につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金については、介護給付費地域支援事業費について、介護給付費の歳入見込み額の減に応じた国、県、支払基金の負担割合に応じて減額したものでございます。

次に、147ページ下段、繰入金、一般会計繰入金ですが、2,681万1,000円の減額で、主なものとしては、介護給付費繰入金が2,398万8,000円の減額、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の201万7,000円の減額になります。

続きまして、149ページから歳出でございます。主なものについて説明させていただきます。

150ページをごらんください。

保険給付費、介護サービス等諸費1億7,510万円の減でございます。内容としましては、居宅介護サービス給付費5,600万円の減です。全体的に当初見込んだサービス料が下回り、特に通所介護の利用者が減少し、認定者についても横ばいとなった結果であります。次に、地域密着型介護サービス給付費5,000万円の減です。一部施設において介護人材の確保が厳しく、定員に満たない状況が続いたことから、利用状況が伸びず、給付費も当初見込みより大幅に減額となりました。次に、施設介護サービス給付費6,000万円の減は、認定者数についても横ばいとなったとともに、特に老人保健施設の利用者の減などから、これまでの利用給付減少によるものです。それと、今までの利用実績、給付実績に基づきながら、今後の給付見込みを考慮し、減額したものでございます。

次に、151ページ下段になりますが、居宅介護サービス計画給付費910万円の減です。介護認定者数が当初見込みより少なかったことから、ケアプラン作成費の給付見込み額の減でございます。保険給付費については、これらの今までの給付実績と今後の給付見込みを考慮しながら給付に支障のないように減額をしたものでございます。

続きまして、151ページ下段になりますが、保険給付費、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費1,680万円の減です。これについては、18人以下の小規模な介護予防通所介護が地域密着型サービスに移行することから、当初ここでその給付費を規定しておりましたが、要支援者についてはここじゃなくて、普通の介護予防通所介護の費用ということになりました。その分を減額したものでございます。

続きまして、152ページをごらんください。

地域支援事業費、介護予防事業費546万1,000円の減額でございます。主なものとしては、高齢者二次予防事業費272万円の減、筋力アップ等の二次予防事業への参加者が減ったことによります。高齢者一次予防事業費204万2,000円の減額です。これは、サロン事業実績見込みにより、委託料等の調整をし、減額したものでございます。

続きまして、153ページをお開きください。

総額としましては、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費1,020万5,000円の減額ですが、主なものとしましては、任意事業377万3,000円の減額で、家族介護支援事業による老人福祉費扶助費300万円の減です。次に、中段になりますが、生活支援体制整備事業費612万円の減です。これは、生活支援コーディネーターの委託料600万円の減額となっております。

それと、155ページ下段になりますが、基金積立金、基金積立金、介護保険基金積立金7,003万2,000円の増ですが、これにつきましては、介護給付費の補正による不用額を基金に積み立てたものでございます。

156ページからは給与費明細書となっております。

以上、両会計につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第11号及び議第12号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

#### ○上下水道部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書159ページをよろしくお願いいたします。

議第11号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

平成28年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,898万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,630万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成29年2月27日提出。

続きまして、160ページをよろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございますが、主な内容について御説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金でございますが、259万2,000円の増額でございます。これは、萩原簡易水道で43万2,000円、下呂簡易水道で108万円、金山簡易水道で64万8,000円、これが主な増額内容でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料でございますが、34万7,000円の増額でございます。この内容といたしましては、減額もございまして、萩原の簡易水道では188万7,000円の減額、下呂の

簡易水道では156万9,000円の増額、使用料の滞納分としまして、120万円の増額となっております。水道料、使用料等の確定によって増でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金といたしまして1,311万4,000円の減額でございます。これは、今回の補正の財源調整によるものでございますので、よろしくお願いたします。

9款市債、1項市債では、簡易水道事業債としまして880万円の減額でございます。内容といたしましては、金山簡易水道の白山地内配水管布設工事で330万円の減額、竹原簡易水道筑後地内の舗装工事で550万円の減額、これが主なものでございます。

次、161ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費79万9,000円の減額でございます。これは、時間外勤務手当の減と委託料での入札差金が多くなっております。よろしくお願いたします。

2款施設管理費、1項施設管理費1,752万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、需用費の中の修繕料で400万円の減額。これは漏水修繕、量水器の取りかえが少数であったためのものでございます。また、委託料の767万1,000円の減額は、施設委託料の確定で350万円の減額、諸委託料で緊急漏水調査等の委託料で379万3,000円の減額となっております。工事請負費のほうでは415万円の減額で、これは市内に20カ所あります施設修繕が少数であったということでこの金額となっております。

3款施設整備費、1項施設整備費は1,078万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、委託料で649万1,000円の減額です。これは濁河飲料水供給施設・取水施設実施設計の業務を計画しておりましたが、事業の見直しをするということで、翌年度以降としたことによる皆減ということになっております。小坂地区の水道の管理業務の精算といたしまして39万3,120円の減額、萩原簡易水道桜洞地内の水道管布設実施設計業務、これも精算でございますが、42万120円の減額、これが主な内容となっております。施設工事におきましては、429万7,000円の減額でございます。これは、戸部地内で工事を行う予定でございましたが、県との調整で次年度以降ということになりましたので、これも皆減という形になっております。また、もう一つ、金山簡易水道の国道41号線内配水管移設工事は精算ということで、これも25万9,200円の減額となっております。

4款基金積立金、1項基金積立金は1,013万2,000円の増額でございます。これは、今の補正に伴うものでございますので、よろしくお願いたします。

162ページをよろしくお願いたします。

第2表 地方債の補正でございます。簡易水道整備事業債です。事業債の確定に伴いまして、限度額を3億4,970万円から3億4,090万円に880万円を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

次の163ページからは今ほど述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

また、171ページから給与費明細書となっておりますので、よろしくお願いたします。

175ページをよろしくお願いたします。

議第12号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第6号）。

平成28年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,693万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億160万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年2月27日提出。

次の176ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございますが、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金といたしまして714万4,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、特定環境保全公共下水道分担金565万1,000円の増額でございます。これは、萩原処理区で13件、竹原処理区で3件、金山処理区で1件、小坂処理区で1件の新規加入によるものでございます。続きまして、農業集落排水の分担金としましては57万円の増額でございます。あと、特定環境保全公共下水道（滞納分）につきまして90万8,000円が増額となっております。これが主なものでございます。

2 項の負担金としましては116万6,000円の増額でございます。主なものは、湯之島処理区、南部処理区1件ずつの収入がございました。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料としまして1,050万9,000円の増額です。これは、公共下水道使用料で890万6,000円の増額、特定環境保全公共下水道の使用料で172万5,000円の増額、これに伴いまして、公共下水道使用料の滞納分といたしまして85万6,000円の増額となっております。これは、下水道使用料の確定見込みによりまして増額となっております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金では8,340万8,000円の減額です。主なものといたしましては、先ほど一般会計のほうでも御説明がありましたが、事務費分の基準外繰り入れ、公共下水道、特定環境公共下水道の施設管理分といたしまして4,701万4,000円、同じく公債費分といたしまして987万1,000円。農業集落排水も同じく基準外繰り入れといたしまして、施設管理費分2,463万3,000円が主な減額理由でございます。

8 款諸収入、2 項雑入でございますが、214万4,000円の減額でございます。これは、幸田下水道管移設工事に伴いまして、制御盤と下水道の公共ますが補償対象外となりましたものですから、この部分を減額させていただいております。

続いて、177ページをよろしくをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費で549万5,000円の減額でございます。これは、時間外手当によりますものと、下水道台帳整備委託と下水道施設整備構想委託を一括発注することによりまして、入札差金393万2,000円が出たことが主な内容でございます。

2 款施設管理費、1 項施設管理費では5,419万3,000円の減額でございます。主なものといたしましては、公共下水道管理費で1,009万9,000円の減額、この中では電気料が560万円、施設業務

委託料の差金といたしまして358万6,000円の減額が主なものとなっております。

続きまして、特定環境保全公共下水道施設管理費におきましても2,244万7,000円の減額となっております。これも、電気料が840万円。修繕料におきまして、小坂浄化センターの脱水機のオーバーホールを計画しておりましたが、まだもつということで見送りをすることによりまして899万円の減額。施設業務委託料の差金ということで346万1,000円の減額、あと維持工事費のほうで148万円の減額、これが主な内容でございます。

農業集落排水施設管理費では2,148万2,000円の減額でございます。電気料で570万円、修繕料では、金山の西処理区のスクリーンを修繕する予定でございましたが、これも次年度に見送ったということで、これが主な内容となっております。また、施設管理費では142万2,000円の減額、汚泥の運搬委託のほうで199万5,000円の減額。あと、施設維持工事につきましては454万円の減額でございます。これは、新規の設置、公共ます等を見込んでおりましたが、それだけの申し込みがなかったということでございます。あと、備品購入でございますが、発電機の購入差金といたしまして91万8,000円の減額となっておりますのが主なものでございます。

続きまして、3款施設整備費、1項施設整備費では287万6,000円の減額です。主なものは、下呂の公共下水道整備費で189万円の減額です。これは、湯之島浄化センターのところで舗装工事を実施したわけなんです、河川工事との調整で見送ったことによりまして減額したことが主なものでございます。

農業集落排水施設の整備費で98万6,000円の減額。これは、羽根水処理センターの機能強化詳細設計業務の確定によるものでございます。

5款公債費、1項公債費では170万3,000円を減額しております。借り入れ見込みの確定によるものでございます。

6款予備費、1項予備費では264万5,000円の減額でございます。これは、今の補正に伴うものでございます。

次の179ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

190ページから給与費明細書となっております。

以上で、議第11号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）及び議第12号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第13号について詳細説明を求めます。

健康医療部長。

#### ○健康医療部長（岡崎和也君）

補正予算書193ページをお開きください。

議第13号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）

について御説明申し上げます。

平成28年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ834万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億4,925万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成29年2月27日提出。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明しますので、199ページをお開きください。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

1款診療収入、1項医業収益、1目入院収益でございます。146万円の減額ですが、小坂診療所の入院患者数の実績見込み減によるものでございます。

1段下で、同じく2目外来収益でございます。444万1,000円の増額は、小坂診療所、馬瀬診療所ともに患者数の実績見込み増による増額でございます。

中段の2項介護収益、1目療養収益でございます。834万4,000円の減額は、療養病床14床における長期利用、短期利用の増減、並びに訪問リハビリなどの患者数の実績見込み減によるものでございます。

200ページをお願いします。

7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は344万2,000円の減額です。内訳は、一般会計繰入金で運営費など、小坂診療所分で926万円、馬瀬診療所分で193万6,000円の減額。他会計繰入金は国保会計より調整交付金775万4,000円の増額による差額の減額でございます。

201ページからは歳出の明細となります。

歳出補正につきまして、ほとんどが事業費の確定、支出見込み額の精査等による増減でございます。

それでは、歳出補正の主な内容について御説明いたします。

1款総務費、1項総務費、1目一般管理費でございます。中段にあります小坂診療所一般経費226万6,000円の減額は、燃料単価の変更に伴うガス代、委託料の入札差金が減額の主な内容でございます。

202ページをお願いします。

2款医業費、1項医業費、1目医業費でございます。中段の小坂診療所医療事業600万円の減額は、代診医師が必要でなくなったことによる減額で、委託料200万円及び自動車借り上げ料120万円、医療用酸素機器使用料の不用分180万円の減額でございます。

204ページからは一般職員の給与費明細書でございます。

以上で、平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第14号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江博之君）

それでは、補正予算書の207ページをお開きください。

議第14号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成28年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ315万2,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成29年2月27日提出。

208ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款諸収入、3項雑入は、線下伐採補償料による37万3,000円の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

3款諸支出金、1項繰出金は、幸田区公民館改修工事要望取り下げにより11万4,000円の減額でございます。

4款予備費、1項予備費につきましては、予算調整により48万6,000円の増額でございます。

209ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議第14号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第15号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書213ページをよろしくお願いいたします。

議第15号 平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、平成28年度下呂市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度下呂市水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、補正予定額といたしまして500万円を増額し、2億4,450万6,000円に、3項特別利益1万5,000円と合わせまして、第1款水道事業収益を2億6,733万7,000円にするものでございます。

支出、科目、第2款水道事業費用の第1項営業費用でございますが、補正予定額といたしまして1,321万9,000円を減額し、2億4,932万1,000円に、第2項営業外費用では173万2,000円を増額

し、2,932万4,000円に、第3項特別損失241万8,000円を増額いたしまして、第2款水道事業費用を2億8,146万3,000円にするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,213万円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,997万円は、」に、「損益勘定留保資金3,137万6,000円及び消費税資本的収支調整額75万4,000円」を「損益勘定留保資金2,937万6,000円及び消費税資本的収支調整額59万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第4款資本的支出の第1項建設改良費でございますが、補正予定額としまして216万円を減額し、886万4,000円とし、第4款資本的支出を3,364万3,000円とするものでございます。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費でございますが、補正予定額といたしまして65万9,000円を減額し、2,853万6,000円とするものでございます。平成29年2月27日提出。

222ページをよろしく願います。

水道会計補正予算実施計画明細書で御説明をさせていただきます。

収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益で500万円の増額です。主な増額は、料金収入でございます。

続きまして、223ページでございます。

収益的支出でございます。2款水道事業費用、1項営業費用で1,321万9,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、1目原水及び浄水費を731万4,000円減額いたしております。これは、浄水場の施設管理委託の精算による差額分といたしまして170万円の減額。飛騨川の取水暗渠清掃業務委託でございますが、例年よりも汚れが少なかったということで清掃を行わなかったことによりまして135万円の減額。膜ろ過薬品洗浄も、薬品の変更によりまして洗浄することは見送るということで356万4,000円の減額が主な内容でございます。

2目配水及び給水費161万9,000円の減額は、主に委託料の150万円の減額で、漏水委託調査委託の確定見込みによるものでございます。

3目総係費428万6,000円の減額の主な内容といたしましては、委託料におきまして、水道料金システムの修正委託の差額が109万9,000円の減、あと、財務・経営分析業務におきましては、委託する予定でございましたが、うちの職員がこれをするによりまして、全て減というのが主なものでございます。

次に、224ページをよろしく願います。

2項営業外費用173万2,000円の増額につきましては、消費税確定によるものでございます。

3項特別損失241万8,000円では、主に213万1,000円の原水流入制御弁取りかえによる除却費でございます。

次の225ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

4款資本的支出、1項建設改良費の216万円の減額につきましては、1目改良費といたしまして、市道森4号線配水管新設工事に伴う舗装工事におきまして、施工範囲及び影響範囲の見直しを行うということで、次年度に施工することとしたものでございます。

少し戻りまして、217ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などになってございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議第15号 平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（中野憲太郎君）**

続いて、議第16号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

**○金山病院事務局長（加藤宗広君）**

それでは、補正予算書227ページをお願いいたします。

議第16号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、平成28年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきまして、第1款病院事業収益を1,235万1,000円増額し、15億2,759万4,000円とするもので、内訳としまして、2項医業外収益を2,418万円増額し、3億916万6,000円に、3項特別利益を1,182万9,000円減額し、ゼロ円とするものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用を1,985万1,000円減額し、14億8,935万7,000円とするもので、内訳としまして、第1項医業費用を2,034万2,000円減額し、14億5,655万5,000円に、第2項医業外費用を49万1,000円増額し、2,882万4,000円にするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「4,541万1,000円」を「4,383万1,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきまして、第1款資本的収入を158万円増額し、5,192万5,000円とするもので、内訳は、第4項企業債を100万円増額し、880万円に、第5項寄付金を58万円増額し、58万円にするものでございます。

次のページに行きまして、第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のうち、限度額「780万円」を「880万円」に改めるものでございます。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を1,159万4,000円減額し、7億9,163万円にするものでございます。平成29年2月27日提出。

それでは、229ページをお願いいたします。

平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出につきまして、収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、7目長期前受金戻入を2,418万円増額し、5,687万円に、3項特別利益、3目その他特別利益を1,182万9,000円減額し、ゼロ円とするものでございます。内訳ですが、7目長期前受金戻入では、資本剰余金、一般会計支出分の減価償却に係る部分の収益化による増額でございます。また、3目その他特別利益では、当初予算において過年度分の一般会計出資分の長期前受金受け入れの計算を誤っておりまして、再計算した結果、3目その他特別利益ではなく、2項医業外収益、7目長期前受金戻入に計上すべきであることがわかり、減額補正するものであります。

230ページをお願いいたします。

支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費を1,159万4,000円減額し、8億4,276万3,000円に、3目経費を964万2,000円減額し、2億7,814万8,000円にするものでございます。内訳は、1目給与費では、臨時職員賃金の減額であります。3目経費では、パート職員の報酬、高熱水費の減額補正でございます。

続きまして、231ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきまして、収入、1款資本的収入、4項企業債、1目企業債を100万円増額し、880万円にするものでございます。内訳では、企業債では医療機器購入による増額補正でございます。

232ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、注記、地方債の当該年度末現在高見込み調書でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

#### ○13番（中島達也君）

簡単に質問します。

民生費、社会福祉費、46ページだと思いますが、高山の山ゆり園の移設新築の負担金の件ですが、これは関係者にとりまして大変ありがたい事業だというふうに理解をいたします。日ごろ、運営協議会等があらうかと思いますが、下呂市としてどういうふうにかかわっているのかが一つ。

それから2つ目として、関係自治体といいますか、例えば飛騨圏域というような枠組みがあるのか。また、負担割合はどのような基準であるのかというようなことをちょっと教えていただきたい。

それから3つ目として、地元萩原町にあります益田山ゆり園との関係、連携、この辺がどうな

っているのか、説明ください。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

まず、こちらの事業につきましては、高山の山ゆり園ということで、総額で12億8,981万5,000円ということで、ようやく2月の初めに国庫の補助金がつきましたので今回上げさせていただきましたが、飛騨の3市1村で国庫金に見合う分の総額で2億2,820万円について負担しようということになりました。負担の割合につきましては、各市町村の人口割と均等割というようなことで、下呂市につきましては、今回計上させていただきました3,986万2,000円、全体の17.47%を下呂市が負担し、各市の負担割合、高山市が67.87%、飛騨市が13.20%、白川村が1.46%というような負担割合で、人口等に基づき算出させていただきました。

あと、飛騨慈光会につきましては、高山山ゆり園以外にも、大野、吉城、それぞれにそういう施設をお持ちで、従来もこのような方法で負担を決めてまいりました。山ゆり園につきましては、益田山ゆり園は下呂市にありますけれども、あちらのほうも昨年30周年ということで外壁等の塗り直し等をされました。あと、慈光会におかれましては中・長期計画を立てられまして、整備計画を定めておられて、通常40年ぐらいを更新の時期ということで、益田山ゆり園につきましては、この10年ぐらいの間にはまだ改築等の予定はないというようなことであります。高山の山ゆり園には、現在、下呂市から5名ほど入所されております。慈光会全体としてはいろいろな施設がありまして、全部で567人ほどの方の入所・通所がありまして、下呂市では83名の方が通所・入所されているということでございます。

山ゆり園はちょうど築30年ぐらいいんで、あとしばらくの間はないということですが、当然益田山ゆり園の整備についても、同じく飛騨3市1村で御負担をいただくというのは了解がとれているということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

まず、基本的な考え方をお聞きしたいと思います。一般会計予算6億4,000万弱の減額予算でございます。私は、この6億4,000万という数字、一番大事なことは、節約等、また入札差金等で減額されることにはとやかく申しませんし、経費の節約としていいことだというふうに思いますけれども、この内容についてはいろいろな減額の数字があります。そういうことをしっかり執行部で精査をし、この減額はなぜこうなったのかというようなことを基本的に考えてやってみえるのか。例えば振興事業等々に関する数字もあろう。いろいろな問題があろうかと思えます。ただ、一概に減額、減額、減額と出てくればいいものではなく、どういうことが原因でこの項目については減額になったのかということをしっかり精査しないと、ただ6億4,000万減額。そ

して、ことしは大型予算で12億数千万増額、そんな数字だけの羅列で、市民の幸せにはつながらんと私は判断をいたしますが、見解のほど、執行部で御意見をいただきたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

ただいま伊藤議員の申されました6億4,000万円弱の予算の減額でございますけれども、もちろん節約をしましたところもありますし、また事業の精算によるものもあります。ただ、事業を遂行するに当たりまして、今年度、どうしても調整がつかなかった事業、大型事業もございますので、その点が次年度へ先送りになったという事業もございます、そんなことも含めて6億4,000万という数字にもなってきますけれども、今後、市が行う事業につきましては、当然ただ減額が出たというわけではなくて、計画的に進めていく中での減額でございますので御理解をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

今の場当たりの答弁では私は納得いきませんが、と申しますのは、予算というものを組んで、それぞれの担当者が予算要求をして、予算というものを組み立てる。それが220億云々という数字になるわけです。そうすると、その予算に対して、しっかりとした目的を果たさなければならないという予算もある。たまたま1,000万組んだけれども、入札したら900万で済んだ。こういう予算もある。だから、私が言いたいのは、予算編成をするときに、中身をしっかりと把握して、目標を立てて実行しないかものは必ず実行したという成果をあらわして、この予算というものは組み立てられていかないかんとすることを私は申し上げたいわけでございます。ただただ、減額予算の数字がその理由の組み立てではなしに、ことしもまた予算議会が始まりますけれども、こういう目標で、そしてその成果を上げてこそ、市民に対する、そして執行部としていろんな意味での振興を図る大事なことではないかなと思いますので、基本的なことを部長会議なり政策担当会議なりでしっかりと協議をしていただきたい。こういうふうをお願いをしておきます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

私は、個別にちょっとお聞きしたいと思いますが、昨年、市長のほうで住宅の耐震関係でシェルターの予算をつけられました。シェルターの成果はどれだけあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

シェルターについてであります。まず命を守るという大切な観点から9月議会で御承認いただきましたが、結果的には全額予算を落とすことになりました。ただし、現在の問い合わせ状況ですけれども、単身シェルター等補助活用を前提とした木造診断の無料診断の申し込みの件数が2件ございます。そのほかに、問い合わせ、事業に対する資料の請求が数件ある状況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

今、部長が言われました耐震の資料請求、問い合わせはあったと。そして、申し込みが2件あったと言われましたね。これはシェルターとは関係ないですね。ですから、来年度、29年度もシェルターのほうの工事等にまた同じように予算が計上してあるわけです。同じ金額720万円ね。ですから、私は前にも申し上げましたように、シェルターというのは、その内容を知れば知るほど、これは非常に現実的でないですね、工事自体が。ベッドはともかく、シェルターというのは、やはり皆さん、余裕を持って設計して、それぞれ市内に住んでみえるわけではないんですよ。いっぱいいっぱいのところの間取りを決めて住んでみえると。そういう中で、シェルターをやった場合は天井高も壁の内り間隔も狭くなるわけです。例えば具体的に言いますと、10畳の部屋が9畳ぐらいになってしまう。8畳ぐらいになってしまうというものですから、そこはやっぱり現実的に考えていただいて予算計上していただきたい。同じ金額720万円を出してみえるんですから、これを、例えば本格的な耐震工事に向けられるとか、そういった方法をやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。

今、シェルターのほうはゼロですね、今のところ。多分そうだと思う、今申し上げたんですが、そこをやっぱり今後考えていただきたいというふうに思います。

○議長（中野憲太郎君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま実績について、なかったのではないかと御指摘でございました。補正を出すときも一応担当部と話し合いをしまして、ほかの自治体の実績等も考慮したわけでございますが、まず第一に命を守るという部分から、市民の皆さんに認識をしていただくのが一番重要ではないかということで、シェルター化ということで予算化をさせていただきました。しかしながら、申し込みがなかったということでございますが、また新年度に当たっては、予算の折に説明をさせていただきますけれども、もう少し使いやすい、また利用していただきやすいような政策について

考えておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

シェルターという用語が来年度も出ていますよね。これ、省くのか省かれんのか。省くんでしたら、シェルターというのは、予算を耐震工事として計上してもらうことは構わないんですが、シェルターという名称をつけられると、どうしても用途がそれにしか使えないと。ですから、これは来年度予算で申し上げるべきかもしれませんけれども、今、丸々720万円の減額が出てきたということで、あえて私は申し上げました。ですから、申し込みゼロなんていうものは予算化する必要はないということを思いますので、そこのところはしっかり対応していただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

私は、一般会計のほうの全体のことを質問し、財政調整基金について疑問を投げかけます。  
この一般会計補正予算でプラスになっているところが市税のところ、それから地方交付税は当初予算からすると7億円ふえているんですか。当初予算が、普通、特別を足して80億8,000万の予算でした。それが、最後、今回提示されているのが87億9,800万ですから、7億1,000万プラスになっていますね。それで、私が聞きたいのは、繰入金で13億、予算を組むときに足りないから繰り入れをするんだと。そのうち、財調は11億2,600万円、こういう形で去年の3月予算が組んであります。しかし、実際、今回、財調が8億9,200万円取り崩さないということですね。実際に財調から取り崩されたのは、6月の2億2,000万、それから12月の1億円ということですね。ですから、最初の予算を組んで、先ほどの話じゃないですけど、職員の皆さん、節約されたり、工夫されたりして一生懸命コストは抑えられたかもしれません。そして、事業も変化があったかもしれませんが、こういうふうに金がない金がないとばかり言っているんじゃないかと、出てきているじゃないですか。今、市民の皆さん、本当に目の前で幾つも困っている課題があって、こうしてほしいという願いを寄せてみえます。そして、市長は、公約をこの間の選挙ではっきりと具体的にうたわれたわけですよ。そこに適用できる財源がここにあるんじゃないか。そのことを繰入金の今回9億に近いような、取り崩さないで、11億2,600万円の当初取り崩し予算のうち、今回9億を取り崩さずにおくという予算が組んであるんですね。先ほどの話じゃないですけど、減らせばいいというもんじゃ絶対ないわけですので、そこら辺の基本的な考えが、要するに金があるからいいじゃないかということを行っているんじゃないですよ。大変厳しいということを認識した上ですから、だからこそこの生かせる金を使おうじゃないか。使い方を決めていくのはト

ップであり、執行部の皆さんですから、そこの考えをお聞かせください。

○議長（中野憲太郎君）

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

今、議員御指摘の財政調整基金8億9,000万の取り崩しについては、しないということで今回上げさせていただいております。実際には、先ほど説明の中でも申しましたように、今年度は当初11億2,600万でしたが、最終的には4,900万の繰り入れということで今3月補正に上げさせていただいております。内訳につきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたし、今、議員御自身もおっしゃいましたが、市税を初め、この3月定例議会に向けて、3月に向けて収入の部分でふえてきた部分がございます。剰余金であったり交付金であったりというふうなもの。また、特別交付税につきましては当初3億を見ておりましたが、ことしも予定どおりもう3億ほどいただけそうだとことを含めて約4億6,000万ほど、今のこの時点になって収入がふえてきたというところがございます。8億9,000万のうち、約4億5,000万につきましては、今申し上げたような要因で、今から使うという部分ができませんので、その部分の繰入金を戻すという形にさせていただいております。

それから、残りの約4億につきましては、先ほど伊藤議員からもございましたが、入札等の差金でございましたり、事業が確定したことによるもろもろのものを合わせますと、一般財源が4億ほどになります。この部分について、同じように、今回、財政調整基金から繰り入れる一般財源分を戻すという形に今回補正を上げさせていただいたものでございます。

今後の部分につきましては、この基金の分が当初の予定ではある意味なかったということも言えますので、今後については、またこの辺の基金の活用については検討していく必要があるかと思いますが、今回の8億9,000万の内訳といたしましては、今申し上げたような内容で基金の繰り入れを戻すという形でございますので、数字上はそういう形でございます。御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

部長の説明は確かに通っておるといえるのか、それに対して、そうじゃないというような論理はこちらにはありません。理屈は言えませんが、ずうっと財政調整基金のこと、それから地方交付税のことは私たち予算の中で指摘してきました。それをどう使っていくのか。特に地方交付税については、今、部長が全体の中でお話しされましたけど、プラス基調がずうっと続いているでしょう。ですから、本当に下呂市として、こういう下呂市にしていくためにはこのところが絶対外せないんだということはあるんじゃないですか。それを本当に執行部で話し合っ、どういう下呂市にしていくのかというポイントに使っていく財源として考えていくべきだとい

とを強く求めて、この後、予算審議でこのことは議論になるわけですから、こういう形で予算を提起していくばかりでは本当に下呂市、今の課題に向かっていけないと、このことを強く指摘したいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

私は、ちょっと個別のことで聞いていきます。

最初、一般会計のほうですが、まず22ページにあります歳入の国庫補助金です。国庫補助金の部分で、臨時福祉給付金というのが種類が違って3件ほどありますけれども、この3つ合計で2,800万ほどの減額ということになっています。この臨時福祉給付金というのは、予算を組むときに大体対象者はこのくらいあるので、このくらい国のほうから入るだろうという形になっていると思いますけれども、これだけの減額があった、その理由ですね。これ、申請主義になっていると思いますので、こういう制度を知らずに申請しないとやっぱり減額になりますよね。そういう点でどうだったのか、お聞きします。

それから、2つ目ですけれども、ページでいいますと55ページの一番下のところです。保育所運営費で臨時雇用の賃金ということで1,319万8,000円ほどの減額ということになっておりますけれども、臨時雇用というと、保育所でいろんなサービスをやられると思いますけれども、そういうことに対応する職員のことかなというふうに理解しているんですが、この臨時雇用賃金が減額になったということは、中身をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから、同じように57ページに学童保育クラブ運営事業というのがあります。ここで348万減額になっておりますけれども、ここもやっぱり嘱託職員の報酬ということで減額ですけれども、特に学童保育クラブというのは、今、国を挙げてここを強化するという方向なんです、ここで減額ということはどういう実態だったのかなということをお尋ねします。

それから、60ページ、61ページにまたがりますけれども、予防費のところ。予防接種事業が1,014万8,000円の減額ということですが、これも下呂市は非常に予防接種事業というのは力を入れてみえた部分です。市長も、施政方針の中で健康づくり、こういうところにも力を入れていくということを書いてみえますけれども、ここの部分で1,000万も減額になったというのはどういうことなのか、原因と思われることをちょっと説明してください。

それから、同じように、62ページの妊婦検診の診査費助成事業というのが実績の見込みよりも減ったという説明でしたけれども、515万3,000円減額。これは下呂市の妊娠、出産数、特に少子化問題にかかわることですので、どのくらい見込みより減ったのか。そして、こういう傾向というのはどういうふうに考えてみえるのか、お尋ねをいたします。

あと、特別会計のほうでも何件かありますので、また次の質問の方の後にします。以上、一般会計のほうでお願いします。

○議長（中野憲太郎君）

今、11番 吾郷孝枝さんのほうから、22ページ、55ページ、57ページ、60ページから62ページまでの質問がございます。これにつきまして、順次答弁をお願いします。

市民部長。

○市民部長（二村尚彦君）

最初の御質問になります22ページの歳入のほうの社会福祉費補助金の臨時福祉給付金、名前がちょっと変わっていますが、3つほどございまして、それぞれ減額になっているということについてでございます。

28年度につきましては3つの臨時福祉給付金がございました。年金生活者等支援臨時福祉給付金、臨時福祉給付金、それから障害者遺族年金を対象とした臨時福祉給付金という形で3本立てになっておりました。その中の一番大きな1,500万ほど減額になっております年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますが、これにつきましては、全国の65歳以上の人口比、そういったものから、国の予算から見て、このくらいの方が対象になるだろうという推計のもとに当初予算を立てております。そういうことで、ほかの給付金とはちょっと異なりまして、もとの数値、予算については推計で行っておるというところで、確定時から見ますと1,500万円という形の減額となったということでございます。

そのほかの臨時福祉給付金、簡素な給付と、それから遺族・障がい者のほうの給付でございますが、こちらのほうにつきましては、3,000円の臨時福祉給付金、簡素なほうが87.96%の支給率、それから障がい者・遺族年金のほうの支給率が92.22%ということでございます。この給付金につきましては平成26年度から毎年のように行われておりまして、その都度御案内も申し上げておりますので、市民の方にアナウンスが行かなかったということはないと思いますけれども、私はこういった給付金は要らないよとおっしゃられる方も結構いらっしゃるのも事実でございます。申請対象の方から見ますと、それぞれの率の実績ということで、今回、全額国費でございますので、その分を減額させていただいたということでございます。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

まず最初に、55ページの臨時の1,319万8,000円の減ですが、これにつきましては、未満児保育とか昼休みの対応の臨時の保育士さんで当初18名を予定しておりましたが、実際のところ14名ということでございます。それとあと、長期休業を1名の方がされましたものですから、その方の賃金の減ということですよ。

続きまして、学童保育につきましては、学童保育指導員というのを募集したわけなんですけれども、応募がなかったということで、その分の減額ということですよ。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

健康医療部長。

○健康医療部長（岡崎和也君）

まず、予防接種のほうでございます。予防接種につきましては、日本脳炎の予防接種で人数が減ったというのがまず1点目。これにつきましては、接種履歴の一時差し控えがございまして、その関係の接種控えがあった関係で委託料が出せなかったものがございまして、まず1点。

それから、高齢者肺炎球菌についてですが、制度が開始された平成26年度は1,615人が打つてみえます。その後、1,840人、対象者の方を全て拾ったんですが、5歳間隔でやっておりますので、その関係で、どうしても先に打ってしまった方、補助対象になる年齢の前に打ってしまった方が見えたりして、700人ほど今年度は打たれなかったという関係で、300万ほどここで落ちております。

あと、もろもろの接種の差し控え、時期が合わなかったとか、そういった関係で打っていない方がお見えになります。

それから、2点目の妊婦健診でございますが、妊婦健診につきましても一応14回の健診票を出しております。これで、今のところは130人ほどの方がそれぞれ14回の分を使いながら行っておりますけれども、ちょっとうちらではもう少し多目に拾っておる関係のもので、200人ほど拾っておったものが150人ほどというようなことになっておりますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

最初にお尋ねをしました臨時福祉給付金のことですけれども、特に高齢者の方が結構対象になってくるんじゃないかなということを考えるんです。そうしたときに、高齢者の方、市のほうは一生懸命広報してみえます。私が目にするだけでも、何回か目に入りましたけれども、ほとんど市からのいろんな通知や文書を読まれないんですよ。広報でもされるんですけれども、それで、もう少しここは工夫が要るんじゃないかと。これ、市の負担じゃなくて、申請をすれば国からおりてくるお金なわけですので、ここはもう少し、これからこういうのがあるのかどうかわかりませんが、このところをぜひ考えていただきたいということを思います。

それから、先ほどの答弁の中の学童保育クラブ運営事業、募集したけれども、なかったということなんですが、これはやはり待遇、賃金が安いということで非常に全国的にも問題になっていきますけれども、こういう点でどうだったのか。そして、これ報酬ですから、臨時ではありませんね。そういう点で、報酬の点で希望の分が出せないということがあるのか。この安過ぎるというのが問題じゃなかったのかなということを思いますけれども、今後この部分、非常に下呂市も充実していかなくちゃいけない部分ですので、この点で反省として改良されるつもりがあるのか、お尋ねします。

○議長（中野憲太郎君）

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

雇用の条件につきまして、当然報酬というのも一つの要素ではありますが、勤務時間とか、自分に合った時間でできるとか、いろいろな部分もありますので、その辺はやっぱり総合的に判断して、ただ報酬だけというんじゃなくて、環境的な部分も含めて検討をして、条件提示していくものと考えております。以上です。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん、3回目です。

○11番（吾郷孝枝君）

一般会計のほうもということで、1回しかできないということですか。議長。

○議長（中野憲太郎君）

質問、3回までです。

○11番（吾郷孝枝君）

では、ちょっと国保のほうでお尋ねをします。

いつも私たちが言っていますように、国保のほうで、107ページの表のほうの予備費の部分で今回約1億円近い、9,199万6,000円の補正が組まれて、結果、2億5,000万もの予備費ということになっておりますね。ここの部分で、見込みよりも国庫、療養給付費、これがそんなに医療費が伸びなかったということで減額に大分なっているのと、共同事業交付金も大きな減額がありますね、見込みよりも低かったということで。そういうものが全部予備費のほうへ回ったんだと思いますけれども、予備費でいう適正金額というのは7,500万円ぐらいだったと思いますけれども、こういう中で、予備費が2億5,000万って非常に大きいと思います。ここの点で、もう少し負担軽減なり、それから健康診療、そういうものにももう少し力を入れるべきではなかったのかと。今回の補正でも特に住民健診のところも減額補正になっておりますので、じゃないかなと思いましたが、この点で所見を伺います。

それから、介護保険のほうですが、いろいろ介護保険のほうもたくさんありましたけれども、ちょっと1点に絞りました、まず150ページのところです。ここの部分で居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、それから施設介護サービス給付費、全部ここの部分で大きな減額になっております。介護サービス等諸費というところの保険給付費です。昨年度もここの部分でたしか2億4,000万ほどの減額補正がされました。昨年度のちょうど今の時期、3月補正で。今回もまた、これ合計しますと1億9,000万の減額ということは、結局保険料を27年度に上げましたね。上げて、担当部署では介護サービスを一生懸命やろうということで計画を立てて、このぐらいの給付費があるだろうという見込みを立ててみえたと思います。私は、本当にそこは十分見てみえますけれども、ここの部分で、何せ担い手が不足しておる。そういう点と、そして介護報酬が減額になったというような、いろんな部分もあると思いますが、先ほど言われましたよ

うに、定員が追いつかないとか、いろんな部分があって、この減額は私は非常に大変な減額だと思います。昨年で2億4,000万、28年度で1億9,000万ということですので、やはり介護保険料を上げたことに見合う介護サービスの実施がやはりここでもできていない、現実問題。そういうことじゃないかなというふうに思います。

そして、最後に、介護基金の積み立てのところ、今回、基金積み立てに7,000万ほど計上されています。これは不用額を貯金するんだという話でしたけれど、それならば、なぜもっと介護職員の処遇改善にこれが使えなかったのかというところでお尋ねをします。

**○議長（中野憲太郎君）**

市民部長。

**○市民部長（二村尚彦君）**

まず、最初の国保に対する御質問でございますが、今回の減額補正によりまして予備費が2億5,000万円ほどになるということでございますが、一番大きな原因は、今年度の医療費の伸び、療養給付費の伸びです。当然予算を立てるときは、3年間の平均とか、そういった数値を使いながら立てていくわけなんです、今年度につきましては、過去3年間のうちで、27年、26年は同じような高目の医療費の流れでいきました。25年度だけ低い状態で、この25年度に現在28年度の医療費が倣っているという状況。この推計でいいますと、1億2,000万ぐらいは医療費が昨年に比べて低くなる見込みということで、月に大体2億、医療費はかかりますので、2億5,000万の予備費というのが、1億2,000万、今そこでも減るわけなんですから、正直言いますと、私ども会計を預かる身にとっては、予備費としてここへ集めましたけれども、そんなには大きくないだろうという思いを持っております。

また、歳入のほうでも、前期高齢者交付金という前期高齢者の率によって交付される交付金の額が本当に下呂市のほうに手厚くいただいておりますということもございまして、こういった補正予算ということになってきました。

今の保険事業につきましてはこの時期に事業は終了しますので、精算を行うわけなんです、これまで特定健診の受診率が下がってきておったところでございますが、昨年は48.5%という数字の受診率でありましたけれども、今年度は55%を超えるのではないかなというところまで受診率を上げることができております。そういったことですから、事業は精いっぱいやっておるつもりでございます。その中で、こういった形での減額補正ということになってきたということでございます。2年ほど前から税率を一定しまして、2年たったその後にまた政策を考えますよと。その間の経過を見ながら新しい税率を見ますよということをお願いしてまいりました。そのことにつきましては予算のほうで十分御説明する予定でおりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（中野憲太郎君）**

福祉部長。

**○福祉部長（松村勝久君）**

介護保険の給付につきましては、12月ぐらいの月々の分を平均して今後の見込みを立てるわけ

ですけれども、昨年も確かに大きな減額ということで、今回も1億7,000万ほどの減額になりましたけれども、先ほどちょっとお話ししましたけれども、介護保険の認定者数というのが、介護保険の計画を立てたときの状況から見ますと認定者数が減っておるということで、平成29年の1月現在で28年度につきましては2,040人の方の認定を受けております。介護保険事業計画では28年度には2,229という推計をしておりますので、その辺の違いというものもあると思いますし、保険料が上がればサービスも上がるという図式は必ずしも当たらない場合があると思うんです。結局地域の施設の整備状況とか、いろいろなものを含めて、保険料は3年間固定でしますので、26年度当初と非常に予想が変わってきたというのは確かです。

それで、今度の第7期の計画については29年度につくっていきますが、部内の話の中では、一応こういふふうな7,000万とかいう形で残っているんで、それについては、今後、保険料等に反映していく必要があるであろうというような話はしておるところでございます。そのような形でございますので、よろしく申し上げます。

処遇改善につきましては、事業所等でキャリアアップとか人事制度とか、その辺も当然考えていただく部分もありますし、ちょうど今、飛騨地域は本当に処遇改善とか介護人材の確保については一体的に考えておまして、12月26日と2月21日でしたか、2回ほど、飛騨3市1村の担当者が集まりまして介護人材の確保というようなことの話し合いをさせていただいておりますし、2月の会議では施設の方も会議に出させていただきまして、現場のほうのいろいろな声も聞かせていただいております。その会議には県の担当者の方も出ていらっしゃいますので、飛騨3市1村、県が一緒になりながら処遇改善について検討するとともに、介護人材の確保をしていきたいと思っておりますし、益田清風高校なんかもお邪魔させていただいたんですけれども、ことしは介護関係に4名ほど就職されたというような話も聞いております。益田清風の学生さんは非常に地元志向が強くて、やっぱりしっかりした体制ができれば、地元で定住していただけるかなという部分もありますので、いろいろな意味で処遇改善及び介護人材の確保が図られるようなことは検討していかなければならないと思っております。以上です。

#### ○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第6号から議第16号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第6号から議第16号までの11件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本11件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本11件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第6号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第6号については原案のとおり可決されました。

議第7号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

議第8号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第8号については原案のとおり可決されました。

議第9号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第9号については原案のとおり可決されました。

議第10号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第10号については原案のとおり可決されました。

議第11号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第11号については原案のとおり可決されました。

議第12号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号については原案のとおり可決されました。

議第13号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号については原案のとおり可決されました。

議第14号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号については原案のとおり可決されました。

議第15号 平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号については原案のとおり可決されました。

議第16号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（中野憲太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎市長施政方針説明

○議長（中野憲太郎君）

日程第26、市長の施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

本日、平成29年第1回下呂市議会定例会が開催されるに当たりまして、上程をいたしました平成29年度予算を初め、諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、平成29年度に向けた所信の一端及び施策の概要について申し述べさせていただきます。

私は就任時、「まちづくりは人づくり」として、「若い人や女性が輝き、高齢者の笑顔あふれるまち」「地域間の融和と伝統あるまち」「交流から生まれる活気あるまち」「防災力で安心して住めるまち」の4本の基本政策を掲げ、これを実現するため、「高齢者と子育て世代に向けた

福祉政策の強化」「年間宿泊客数130万人達成」「若者のために新たな仕事の創出」「下呂の宝である農林業の改善、発展」「インフラ整備の加速化」「対話と融和のまちづくり」の6項目の施策を示しております。

昨年の6月定例会補正予算では、結婚支援対策事業や創業支援事業、老人福祉施設整備事業を、9月定例会補正予算では、女性の働き方改革推進事業や子育て応援プレミアム商品券発行事業、医師招聘事業、木造住宅耐震シェルター等設置事業を、12月定例会補正予算では、集落ネットワーク圏形成事業などを可決いただき、これまで事業に取り組んでまいりました。

また、市政懇談会においては市内14カ所で15回を開催いたしました。市民の皆様から、医療、福祉、防災を初め、数多くの御意見をいただく中、全てにおいて心身の健康が一番であることを実感いたしました。健康には、身体の健康、心の健康、そして社会的な健康とさまざまな健康がありますが、市民一人一人がそれぞれの健康を維持することで、健康なコミュニティが形成され、さらには健康な下呂市につながるのではないかと考えております。

私が掲げています4本の基本政策と6項目の施策を積極的かつ着実に進めるとともに、平成29年度から「健康」をキーワードとした行政運営を行っていく所存であります。

健康を考えたとき、一人一人の健康維持の基盤となるのが家庭であり、まずは家庭を充実させることが重要になってきます。

そこで、家庭の持つ機能をより強化するため、平成29年度から岐阜県教職員2名を割愛採用にて社会教育主事として市長部局へ配置し、家庭教育の強化・充実を推進することとしております。任期は原則3年とし、担当業務は、命の誕生から幼児期、小・中学校期における保護者の不安解消や、親としての成長を目指す学習活動、仲間づくり等の家庭教育学級の指導や支援を行うとともに、青少年の健全育成やふるさと教育、学校・家庭と連携した地域づくりへの参加支援等としており、開始年度となる平成29年度においては、その第1段階として、妊娠期を初めとする乳幼児を持つ親を対象とした事業を展開したいと考えております。

家庭教育事業の充実を図ることは地域づくりの根幹であり、郷土愛の醸成を促し、将来的にUターンによる人口増加につながることを期待されます。地方創生の基礎づくりを行うためにも、その充実を努めてまいります。

現在、市民の皆様にご健康で暮らしていただくため、市はさまざまな事業を制度化し、子供から高齢者まで幅広いサービスを提供しています。これらのサービスを維持、あるいは充実させていくためには、これからは単に新たな制度をつくるのではなく、今ある制度を十分に生かすためのさまざまな体制づくりと見直しに力を入れてまいります。

下呂市第2次総合計画には3つの重点プロジェクトと7つの基本目標がありますが、その中でも特に「人口減少対策」と「地域づくりの仕組み」の2つの重点プロジェクトを取り出し、より積極的に推進するために「下呂市版総合戦略」を策定しております。

平成28年度に引き続き、平成29年度も総合戦略の大きな事業「年間観光客宿泊数130万人達成」に向け、下呂市全域を対象とした稼ぐ観光とその体制づくりのための「DMO機能の構築事

業」、子育て中の若い女性をターゲットとした「女性の働き方改革推進事業」、地域づくりに向けた「ふるさと磨きミーティング事業」の3つの事業を着実に進めてまいります。

介護分野の環境整備につきましては、今後の対象者数の推移を見きわめながら、担当部や関係団体等と協議しながら、引き続き取り組んでまいります。

新クリーンセンター整備事業、学校給食センター建設事業を初めとするインフラ整備においては、市民の皆様の御理解と御協力のもとに事業に着手することができました。今後も財源確保のため、強力に国・県へ働きかけを行いながら着実に進めてまいります。

旧下呂温泉病院跡地利用を初めとする地域再生計画につきましては、新たに推進室を設置し、取り組んでまいります。あわせて、市の歳入に係る債権管理を専門に担う部署も室として位置づけをいたしました。

先ほど申しました現行制度を十分に生かすためには、県と市の組織が横断的に連携することが必要不可欠であります。4月から農林部・建設部が下呂総合庁舎へ、萩原振興事務所が星雲会館へ、下呂振興事務所が下呂市民会館へ移転するとともに、市の組織も大きく改編いたします。現在の福祉部と健康医療部を統合し、健康福祉部に、市税、財務、財産及び人材を一元的に管理するため、現在の市民部と総務部を統合し、総務部とします。また、災害、防災、交通安全を初め、幅広い危機管理に対応するため危機管理課を設けるとともに、警察官OBを採用し、体制の強化を図ります。この危機管理課と現在の地域振興課と生涯学習課を統合した市民活動推進課、さらには、市の方向性をつかさどる企画課、秘書広報課を今までの経営管理部を継承する市長公室に設置し、私からの指示、政策立案から実施へと素早く関係部署に行き渡る体制に整備をいたします。

市の政策や各種事業等、細かな内容につきましては広報等で確実に市民の皆様に周知し、市民サービスの低下につながらないように配慮してまいります。

このように、体制を整えながら、下呂市にとって必要な事業は堅持し、新たな強みとすべきものには積極的に支援するとともに、将来を見据えながら市政に邁進する所存であります。

市長就任後初めてとなる新年度の予算編成では、新クリーンセンター整備事業、庁舎・振興事務所整備事業などの大型事業により不足する財源を財政調整基金から14億6,500万円繰り入れることとしております。

国の一般会計予算は、経済・財政再生計画2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現するものとし、前年度とほぼ同額の57兆円台の税収を見込み、総額も約97兆5,000億円と過去最大規模を更新する状況となっております。

こうした中、安倍政権は施策の優先順位を見直し、一億総活躍社会の実現や経済再生を初め、成長と分配の好循環の確立に向けた重要政策課題（社会保障、教育、経済再生、働き方改革）に重点的に取り組むこととしています。

また、地方交付税については総額で約16兆3,000億円と、前年度比2.2%、約3,700億円の減少となりました。今後は、経済情勢の推移、税制改革の内容等を踏まえながら、国の動向を注視し

ていく必要があるものと考えております。

下呂市の平成29年度一般会計予算の総額は231億8,000万円で、対前年比13億6,000万円、6.2%の大幅な増となりました。これは、主に新クリーンセンター整備事業、庁舎・振興事務所整備事業などの大型事業によるものでございます。

また、9つの特別会計の総額は128億2,953万円、3つの公営企業会計の総額は22億6,872万円となっております。

一般会計の歳入のうち、市税につきましては、現年度分総額で対前年度比5,958万円、1.3%増の45億1,235万円を見込みました。うち、市民税個人分は対前年比1.2%増の12億4,290万円、市民税法人分は対前年比2.2%減の2億3,202万円を見込んでおります。固定資産税については対前年比1.8%増の25億4,660万円を見込みました。税の賦課徴収については、公平・公正な課税に努めるとともに、なお一層の収納率向上に努めてまいります。

市債につきましては、合併特例債などの増額により33億4,280万円を予定しております。

地方交付税のうち、普通交付税につきましては、算定内容を可能な限り見込んだ上で、平成26年度より始まっている合併特例の段階的縮減を反映し、前年比2億4,200万円減の75億4,000万円を計上しました。

また、繰入金のうち、特定目的基金繰入金につきましては、小川区大淵地区のコミュニティー施設整備の財源として、同施設整備基金からの繰入金など3億3,101万円を予定しております。

歳出においては、主なものとして、普通建設事業費では、新クリーンセンター整備事業、庁舎・振興事務所整備事業などで15億53万円の増額、物件費では、庁舎・振興事務所整備事業、観光戦略強化事業などでの委託料がふえ、2億2,481万円の増額、補助費では、年金生活者等支援臨時福祉給付費の皆減などで1億6,513万円の減額としました。

国の経済状況は緩やかな回復基調が続いているとされていますが、地方にまでは十分及んでいるとは言えず、下呂市のような中山間地域、過疎地域の自治体にとっては今後とも非常に厳しい財政状況が続くことが予想されます。

地方交付税の合併特例期間が終わる平成31年度以降も、市民の皆様が夢と希望を持てる地域社会の実現に向け、持続可能な下呂市の姿を見据え、行財政改革に向けた取り組みを推進し、健全な行財政運営に努めてまいりますので、今後とも市民の皆様、議会の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

第2次総合計画の重点プロジェクト施策を初め、主な事業の詳細な内容については次のとおりでございます。

人口減少対策プロジェクト。

保健・医療関係でございます。

地域医療はインフラであり、身近な病院で高度な医療を受けられることはまちの大きな魅力です。このため、市立金山病院を初め、下呂温泉病院と高山赤十字病院の医療機器整備事業に対して支援を行い、質の高い医療の提供に寄与します。最先端の医療機器を導入することで医師確保

にもつながり、医療がより充実することが期待されます。

医師など医療従事者の確保については、岐阜大学医学部など関係機関に対する医師招聘への依頼や、看護師修学資金の貸与など、さまざまな取り組みを引き続き実施してまいります。また、将来、医師として下呂市内の医療機関で勤務していただくよう、下呂市出身の医学生と岐阜県出身の自治医科大学の医学生を対象に、市内の魅力や期待を医学生に直接伝えるための下呂市医療セミナーを開催します。

産科医療機関については、市内唯一の下呂温泉病院、そして飛騨地域の三次周産期医療機関であります高山赤十字病院が実施する産婦人科医の確保事業に対して支援をしております。

次に、福祉施策・子育て支援であります。

結婚支援対策としては、結婚からスタートする妊娠、出産、子育てといったライフステージにおける切れ目のない包括的な支援が必要なことから、住居、雇用等の生活経済環境への支援も含めた関係部課の連携による包括的な支援体制を構築するとともに、婚活サポーターを初め、広く市民・企業の協力、広域的な結婚情報のネットワークの活用を進め、弾力的により多くの出会いの場、交流の場を設けてまいります。また、市民レベルでの主体的な活動や、地域力による結婚支援を推進するため、結婚支援活動事業補助金制度の有効な活用に向けPRに努めてまいります。

子育て支援として、妊婦健診や乳幼児の定期健診、乳幼児に対する予防接種への助成を引き続き実施します。

不妊に悩む方の支援として、特定不妊治療はもちろん、その前段階の治療である人工授精などの一般不妊治療についても助成を継続します。

認定こども園は、平成28年度に6園（おさか、きた、みなみ、わかば、たけはら、かなやま）を設立しました。3歳以上の幼児期の発育や発達に合わせた年代別のクラス編成を行うなど、質の高い教育と保育の提供に努めてまいります。また、小規模の4園（宮田、わかあゆ、上原、中原）については、平成30年度から順次下呂市子育て保育ステーション化を図り、認定こども園の分園としての機能を果たす園として、未満児保育、一時預かり、子育て支援の拠点として充実した運営を目指すため、平成29年度に施設等の整備を進めてまいります。

個別な支援を必要とする園児の支援については、早期発見、早期療育により、健やかな成長につなげることを目的に、加配保育士を適正に配置し、これまで進めてきた療育システムを継続して取り組んでまいります。

指定管理期間が満了となるみなみ、きた、かなやまこども園については、継続的な管理運営体制に向けた協議を進めるとともに、NPO法人との情報共有、支援体制の仕組みづくりを検討してまいります。

また、下呂市の幼児教育・保育の方向性を明確にするとともに、各種施策を実現していくベースとなるよう、子ども・子育て会議の御意見をいただきながら、平成29年から31年を実施期間とした第1次下呂市幼児教育・保育アクションプラン「（仮称）げろっこかがやきプラン」を策定

し、幼児期の教育・保育の充実につなげてまいります。

加えて、多様な保育ニーズに対応するため、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター等、子育て支援サービスの充実を引き続き図ります。特に放課後児童クラブは、近年登録児童の増加、保護者の就労形態により、放課後児童クラブの利用が多様化していることから、利用児童の条件の拡充、受け入れ条件の緩和を図るとともに、平成29年度は新たに2校の開設を予定しています。さらに、保育の質を高めるため、研修等を通じて保育士の人材育成を図ってまいります。

平成29年度からは、健康医療部と福祉部の統合により、母子保健事業、子ども・子育て支援事業を連動させながら、妊娠前、妊娠期から子育て期にわたる継続的な切れ目のない支援が可能となります。また、社会教育主事及び教育部との連携により、包括的な支援体制の構築へとつなげてまいります。あわせて、妊産婦及び子育てに関する相談体制の充実を図るために、専門的な見地と当事者という両視点から、情報提供、相談支援を行うワンストップ相談窓口として下呂市子育て包括支援センターの設置に向けて検討を進めてまいります。

続いて、住宅でございます。

市営住宅につきましては、老朽化し、耐震性の低い危険な木造住宅は計画的に廃止・解体するとともに、管理継続が明確な既存の市営住宅につきましては、長寿命化により必要な改修を行い、居住性向上を図り、健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

続いて、観光施策でございます。

平成19年に観光立国推進基本法が施行され、観光は21世紀における重要な政策の柱として明確に位置づけられ、訪日観光の振興と同時に、国内旅行振興のため、地域が一丸となってまちづくりを推進し、魅力を発信していくことで観光客を呼び込み、地域経済を潤し、住民にとって愛着の持てる活気にあふれた地域社会の構築が求められています。観光地域づくり、まちづくりを重要な一つのツールとして、地域全体の活力の創出を担う時代が到来したと言えます。

こうした中で、下呂DMO（観光地域づくり推進組織）とエコツーリズム全体構想を両輪として、一般社団法人下呂温泉観光協会が中心となり、さらなる戦略的・効果的な誘客と着地型観光の充実を柱として、各地域との連携強化を進め、観光による地域経済の波及効果拡大を目指して取り組んでいただいております。今後は、行政との役割を明確化するとともに、官民一体となった取り組みを進め、市全体の地域資源を地域価値へと発展させるための取り組みを加速してまいります。

下呂温泉の宿泊者は、平成27年度においては約104万人、外国人旅行者も大きな伸びを示しました。その後、平成28年度も前半は好調な伸びを示していましたが、9月以降、前年を下回る数となっています。

国の進める昇龍道プロジェクトを中心に外国人観光の誘客に努めるとともに、宿泊動向のデータをもとに、官民一体となってさまざまな手段を講じながら、国内旅行客の誘客増を図ってまいります。また、他地域の強みを下呂の強みに取り入れられるよう広域連携も積極的に進めてまい

ります。

下呂温泉合掌村については、平成29年度は前年度比5,000人増の18万5,000人の入り込み客を見込み、引き続き積極的に誘客を図る一方、健全な経営に努めてまいります。また、しらさぎ座における影絵劇の公演につきましては、公演日数を短縮し、下呂温泉の芸妓の披露や地元郷土芸能等、市民による観光客のおもてなしの場として活用を進めてまいります。

観光をキーワードに交流人口の拡大を図り、地域内消費を拡大させ、市民の暮らしの向上へとつながっていくよう、官民一体となって取り組んでまいります。

旧ホテル下呂館及び旧下呂温泉病院の跡地等、市有地の有効活用につきましては、下呂市地域再生計画に基づき、平成32年度までに市全体のプラットフォームとなる観光・物産の情報発信及び産業振興の拠点整備と、市全域の経済活性化、雇用の創出を積極的に進めるための仕組みづくりを行うこととしておりますが、平成29年度は全体構想と旧ホテル下呂館跡地に建設を計画しております（仮称）観光交流センターと（仮称）イベント広場の詳細設計を行います。

次に、商工業の振興でございます。

地域経済は依然として厳しい状況が続いています。市内の中小企業の経営安定を図るために、小口融資制度と中小企業経営安定資金融資制度に加え、平成28年度から開始した小規模事業者経営改善資金融資、通称マル経融資の利子補給制度も実施します。

市内の有効求人倍率は高い水準で推移していますが、求人側にとっては人手不足が深刻な状況となっています。就職ガイダンスを開催し、市内の求職者と企業のマッチングを図るとともに、冊子「企業・求人紹介げろ」の発行や、ポータルサイト「下呂で働こう！」の運営、下呂市出身の大学生等に対し市内の求人情報を紹介する就職情報バンク事業、益田清風高校の企業ガイダンスや企業見学、下呂特別支援学校見学会など、さまざまな取り組みにより、新卒者や移住者の地元就職の促進に努めてまいります。また、新たな取り組みとして、名古屋市内で開催される合同企業説明会に市内の事業者とともに参加いたします。

企業立地支援事業についても、雇用の増加に結びつくような事業所の新設・増設に対して積極的に支援を行い、産業の振興と雇用機会の拡大を図ってまいります。

市内での創業を促進する取り組みとして、下呂市創業支援事業計画に基づき、商工課がワンストップ窓口となり、商工会や金融機関と連携して、創業者や創業後間もない事業者を支援します。また、創業セミナーの開催や空き店舗情報の提供などを行い、創業補助金、空き店舗等活用補助金を活用して、新規創業を後押ししてまいります。

これまで何度か実施してきたプレミアム商品券発行事業を平成29年度は当初予算に盛り込みました。平成28年度実施した子育て応援プレミアム商品券発行とアンケート調査の結果を踏まえて、事業を実施します。

また、販路拡大を目的とした物産展やビジネスマッチングの場となる企業展に市内の事業者を募集して、参加をいたします。

商工会においても、市内の5商工会が連携して策定した経営発達支援計画に基づき、小規模事

業者に対する支援を進めておられます。これまで以上に商工会や金融機関との連携を深め、地元企業の支援に努めてまいります。

続いて、農林業振興でございます。

新規就農者の確保はどこ地域でも共通の課題であり、競争が激化しています。就農を目指す若者もそれぞれの地域の特性や支援体制、支援内容を比較し、選択の幅を広げています。次世代を担うすぐれた担い手を育成するためにも、一人でも多くの就農者を確保し、これまで築き上げた支援体制を緩めることなく、集中的に実施してまいります。

また、中山間地域の下呂市が取り組める国の政策は素早く情報をキャッチし、新たな枠組みや制度にも関係機関と連携して対応するよう、さらなる情報の共有化を図ってまいります。

林業の担い手の確保・育成については、益田清風高校の生徒を対象に林業に関する出前講座を開催することとしております。

続いて、教育振興でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月より施行されました。市長と教育長、教育委員で構成する総合教育会議を主宰し、教育行政に果たす責任と役割を明確にするとともに、教育委員会との協議と調整を図ることにより教育施策の方向性を共有し、教育の目標や施策の方針として、下呂市教育大綱を策定しました。

基本方針として、「安全・安心で、どの子どもにとっても魅力ある学校づくりを目指します」「新たな視点で創造と感動と交流を求めて、未来につながる生涯学習を推進します」「伝統文化を次世代へ継承し、みんなで文化財を守り、ふるさとの文化を受け継ぎ守ります」「誰もが気軽に参加できる地域に根差したスポーツ環境の実現を目指します」「食を通じて、健やかな身体づくりと郷土愛を育てます」を定めました。

子供たちが安心して学べる教育環境の整備としまして、平成29年度は金山小学校屋内運動場の非構造部材の耐震化と大規模改修事業を、また金山中学校校舎の防水改修工事を実施いたします。

学校規模の適正化に向けた取り組みにつきましては、教育的な視点に基づき、子供たちを中心に据えた教育を第一に考え、保護者の皆さんはもちろん、地域の方々の思いを大切にしながら進めてまいります。

また、食育の推進を図るとともに、老朽化した学校給食センターの整備に努めます。平成28年度に工事請負契約を締結しました南部学校給食センターの建設事業を推進するとともに、北部給食センターの実施設計業務及び一部敷地の造成工事に着手します。

学校教育では、「児童・生徒の個性を生かし、一人一人に生きる力を育む教育を推進する」「学校の教育目標の具現に徹し、地域に信頼される学校経営を推進する」という方針のもと、主に次の4点について教育委員会とともに推進してまいります。

1点目に、一人一人の命を守り切る安心・安全な学校づくりと危機管理体制の確立を図ります。

2点目に、一人一人に確かな学力を身につける授業づくりを推進します。

3点目に、個々に支援を必要とする児童・生徒への支援体制の充実に力を注ぎます。

4点目に、特色ある教育活動として、位山自然の家や御嶽濁河高地トレーニングセンターを活用した森林体験学習の実施、地域の文化や職場体験など地域の力をおかりしたふるさと教育を推進します。また、6名の外国語指導助手を全小・中学校に引き続き配置し、小学校1年生から英語に触れ、コミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

次に、移住・定住推進であります。

移住・定住の推進については、市内への移住者をふやすことを目的として、引き続きU・I・Jターンで転入した方を対象にした家賃助成や住宅購入費の助成に係る支援を行うとともに、居住支援ツールとしての空き家等紹介制度の広報に努め、登録件数の拡大を図ります。

続いて、地域づくりの仕組みのプロジェクトでございます。

まずは地域医療でございます。

下呂市医療ビジョン（第2次改訂版）は、第2次総合計画の「だれもが笑顔で元気に暮らせるまちを支えます」を基本目標とし、市民、医療機関、行政が一体となり、地域医療を守り育てる取り組みを行うこととしております。

「だれもが笑顔で元気に暮らせるまちを支えます」の基本目標を達成するためには、市民、医療機関、行政が同じ意識を持つことが重要であります。地域医療は、医療機関、市民、行政の協働作業であり、いずれかの一つの努力だけでは成り立たないということを常に念頭に置いた活動を推進する必要があります。地域医療を守り育てるためには、医療機関側と行政の努力はもちろんですが、市民が自分の健康に関心を持ち、みずからの健康管理意識、みずからの健康づくりに取り組み、地域医療を支える意識がないと医療機関側の負担が大きくなり、結果的に継続的な地域医療につながりません。健康に関心を持ち、病気を考える。このことに対し、医療機関、市民、行政の共通認識による取り組みで市民生活の質の向上を図るとともに、健康で幸せに生活できる期間の延伸を図り、元気で魅力ある下呂市を目指してまいります。

地域福祉でございます。

「住みなれた地域や家庭で安心して笑顔で元気に健康に暮らしていきたい」という思いは、誰もが抱く共通の願いです。この思いを実現するため、第3期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しております。この計画では、住民の参画と協働による「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、平成29年度からの5年間において、地域住民が主体的に取り組む「ふれあい・助けあい・支えあい」活動を進めるための仕組みづくりを、下呂市社会福祉協議会を初め、各種団体やボランティアとの協働で進め、福祉力の向上に努めてまいります。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度であると同時に、第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定年度でもあります。

計画策定に当たっては、後期高齢者の人口がピークとなると見込まれる平成37年までの長期的な視野に立ちながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立し、日常生活を営むことができ

るよう、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保できるような地域包括ケアシステムの構築のため、平成29年度も下呂市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得ながら、多職種連携による医療・介護の輪会議を開催し、在宅医療・介護連携推進協議会の発足に向けた取り組みを進めてまいります。

また、大幅な介護保険制度の改正を踏まえて、予防給付のうち、訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行され、平成29年3月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業では、その担い手として、既存の介護予防事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業及びボランティアなど地域の多様な主体による支援体制を地域福祉の推進とあわせて進めてまいります。

指定管理制度により運営している介護保険関係施設については、平成29年度より新たな指定管理期間が始まります。

大規模改修が一段落したあさぎりサニーランド及びかなやまサニーランドについては、前回更新時と比較し、平成27年度の介護保険制度による介護報酬の減額改正、介護人材の確保が厳しい中、従来どおりの指定管理料なしでの運営については厳しい状況にあることから、施設特有の事情等を考慮し、効率的かつ継続的な管理運営につなげるために、所要の指定管理料を当初予算に計上しました。

シルバー人材センター、下呂市シニアクラブについては、組織の活性化を図るとともに、社会参加を積極的に進めることにより、疾病・介護予防や、就労により生涯現役として地域での活躍の場を創出する側と支える側とし、また見守り事業などの担い手として、多様な就労機会の提供、活動の支援を行って、健康寿命の延伸につなげていけるよう、引き続き支援をしてまいります。

続いて、地域振興でございます。

住民、行政、その他の多様な主体が地域課題の解決に向けて互いに連携・協力しながら、地域特性を生かした持続的な地域づくり活動に取り組むまちづくりを目指すため、引き続き各地域には、ふるさと磨きミーティングなどの集落ワークショップの開催を呼びかけていきたいと考えています。開催に当たっては、地域の自主性を尊重しつつ、職員にも運営上のサポートだけでなく、地域住民の一人として参画を促してまいります。

今後も引き続き、「自分たちでできることは自分たちで、地域でできることは地域で」を基本とし、市民と行政が相互に連携を図りながら地域づくりを進めてまいります。

また、地域の課題解決に向け、包括的に取り組む母体的な組織の仕組みづくりを進めるとともに、各振興事務所においては、引き続き地域力向上支援員等を中心に、地域の特性に合った支援を継続してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、地域からの要望により、平成29年度においては、小坂、馬瀬、金山、下呂上原地区、同中原地区に配置することとしております。

新任隊員には、既に任期を終え、定住をされた前任隊員のバックアップも得ながら、まずは地域に溶け込み、さまざまな活動に積極的に参加していただき、地域の思いや現状を把握しながら

ら、課題解決と活性化に向けた活動を進めていただきます。また、将来的に市内に定住していただけるよう、住居、仕事などについての側面支援も行ってまいります。

また、今後の協力隊員増員についても、地域の熱意や活動内容等を総合的に判断し、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、行財政改革推進プロジェクトであります。

まずは行政改革についてであります。

行政改革については、第3次行政改革大綱、さらには第2次総合計画の重点プロジェクトである行政改革推進プロジェクトの施策について、スピード感をもって確実に進めてまいります。また、発生するあらゆるリスクに対して回避、または対応するための内部統制を進めることで、行政への信頼と行政運営の安定性を高めてまいります。

組織の見直しであります。

組織の見直しについては、完了を平成32年4月1日とし、業務連携を重視した横断的かつ効率的な組織とするため、部課の再編と集約に取り組みます。また、各振興事務所は総合的な窓口と地域づくりの拠点と位置づけ、専門性や技術を必要とする業務についてはできる限り本課に移していきます。

具体的には、この4月から組織の配置を大きく見直し、関連の深い部や業務を統合しながら、20部から17部に再編します。また、農林部と建設部を下呂総合庁舎に置き、県との連携を深め、ワンストップサービスや災害時の迅速な対応に取り組みます。組織を再編することで、事務所の位置や取り扱う業務についても一部変更となりますので、広報等でしっかりと周知しながら、市民サービスの低下としないよう努めてまいります。

続いて、庁舎整備についてです。

庁舎整備は、耐震性に欠ける下呂庁舎、小坂振興事務所、馬瀬振興事務所について、災害対応の拠点となれるよう一刻も早く耐震工事を進めます。工事に当たっては、極力現行の庁舎の枠組みを維持しながら最小限の経費で進めてまいります。老朽化や耐震工事で手をかける部分については、改修工事もあわせて行い、市民の皆様の利便性も向上させます。工期は、合併特例債の起債期限でもある平成30年度内の完成を目指します。

平成29年度は、下呂庁舎の耐震改修とバリアフリー対策としてのエレベーター設置工事、小坂振興事務所及び馬瀬中央公民館の耐震改修工事の経費を計上しました。馬瀬振興事務所については、馬瀬中央公民館を耐震改修し、振興事務所機能を移転します。萩原庁舎については、北舎と車庫を除き解体するための予算を計上しました。なお、本事業には社会資本整備総合交付金及び合併特例債を財源として見込んでいます。

続いて、公の施設の見直しです。

公の施設の見直しについては、下呂市公共施設の見直し方針に基づき、最少の経費で最大の効果を上げられるよう施設のスリム化を目指しており、特に譲渡・民営化方針の施設に重点を置き進めています。地域の皆さんの御理解と御協力をいただいた結果、平成28年度に地域の集会所と

して活用の高い施設のうち、4施設を地元自治会へ譲渡させていただくことができました。平成29年度も引き続き地元自治会への譲渡・民営化を進めてまいります。並行して、民間への譲渡・民営化に向けた本格的な協議を進めるため、対象施設の不動産鑑定を行うよう必要経費を予算計上しました。

平成28年度中には、公の施設の見直しと深く関連している公共施設等総合管理計画を策定します。今後、将来の人口や財政状況を踏まえ、市の地域特性に見合った施設の量と配置の適正化を進めていくために、公の施設の見直し方針に従いながら、計画的、継続的に公共施設を整理統合していきます。

さらに、平成29年度は、市有地の有効利用を目的に、普通財産である旧白草保育園の解体工事に係る経費を計上しました。

次に、定員管理であります。

職員給与については、将来の市の財政事情を考慮し、平成25年10月から平成31年3月までの間、平均4%の減額支給措置を実施しています。持続可能な下呂市となるよう、職員に理解をいただき、平成29年度も引き続き実施をします。

職員の定員管理については、効率的な行政運営と持続可能な組織づくりを念頭に置き、定員適正化計画（平成28年度から5年間）に基づき、平成29年度の大幅な組織再編を含む平成31年度を目指した組織の見直しを考慮しながら進めていきます。

また、平成28年度に見直した下呂市職員人材育成基本方針に基づき、市民と協働・行動し、信頼される職員、何事にも積極的に取り組む職員の育成を目指し、行政サービスの一層の向上に努めます。さらに、女性ならではの柔軟性ある発想や意見を取り入れながら、女性職員の職域を広げるとともに、管理監督者の登用に努めてまいります。

続いて、ふるさと納税でございます。

ふるさと寄附金については、市内特産品のより一層の振興と寄附額のさらなる向上を目指すこととしております。また、子供さんをお持ちの若い女性をターゲットとした女性の働き方改革推進事業を進めるため、NPOみらいろにふるさと寄附金の受け付け発送事務の一部を委託することとしております。

続いて、地域医療でございます。

高齢化が進展する中、加齢による医療や介護に係る経費が増加し、財政状況を逼迫させることが懸念されております。このため、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの各種がん検診を実施するほか、肝臓がんの原因ともなる肝炎ウイルス検診も実施し、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。また、健康診断と保健指導を通じて健康寿命の延伸を図り、医療費や介護費の負担を軽減します。

後期高齢者医療特別会計では、今後数年は被保険者の急激な増加が見込まれることに伴い、医療費や給付費が増加することが予想されます。すこやか健診や歯科口腔健診、ジェネリック医薬品の利用促進等の周知を引き続き行い、医療費等の抑制に努めてまいります。

続いて、マイナンバー制度でございます。

国が進めるマイナンバー制度では、平成29年7月から、児童手当、児童扶養手当、保育所入所手続において、住民票、課税証明等の添付が不要となる、国、地方公共団体等を通じた情報連携がスタートします。そのため、これらの子育てワンストップサービス進展に欠かせないマイナンバーカードの普及がポイントとなってまいります。本市も、マイナンバーカードの一層の普及を図るべく、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写し等が取得できる新しいサービス、コンビニ交付を導入します。これによって、全国のほとんどのコンビニで市役所の開庁時間に関係なく住民票等の取得が可能となります。

また、プロジェクトチームを庁舎内に立ち上げ、マイナンバーカードを活用した市独自の新しいサービスを研究しており、今後の事業展開に期待しています。

続いて、その他の主要事業でございます。

まずは交通安全対策。

全国的に交通事故死者数は減少しており、県内においても90人と、前年に比べ16人減少し、統計をとり始めて以来、最少となりました。こうした傾向は下呂市も同様で、一昨年から1年以上の間、交通死亡事故ゼロの日が続いておりましたが、昨年10月に発生した事故により1名のとうい命が失われました。全国的な傾向として、事故に伴う被害者、加害者ともに高齢者の占める割合が高く、認知症が疑われる高齢者による事故も多発しています。また、ことしの3月から道路交通法の改正により新高齢者講習制度が導入され、自動車免許証の自主返納も全国的な流れとして増加傾向となっています。

今後、下呂市においても、自動車がなくては生活に支障を来す交通弱者の増加が見込まれる中、新たな対策にも取り組み、引き続き交通死亡事故ゼロを目指して交通安全対策を講じてまいります。

続いて、防災関係でございます。

昨年は4月の熊本地震、10月の鳥取地震、そして11月の福島県沖の地震など、改めて日本が地震列島であり、阿寺断層帯の真上に立地する下呂市にとっても地震対策の重要性を再認識させる年となりました。

さらに8月には、気象庁が昭和26年に統計をとり始めて以来、初めてとなる東北地方の太平洋側に上陸した台風により、岩手県岩泉町ではグループホームを洪水が襲い、9名の命が奪われる災害が発生いたしました。

国は、これまでの避難準備情報などの名称を避難準備情報・高齢者等避難開始に、また避難指示を避難指示（緊急）と、情報が明確に伝わるよう変更しました。

行政としても適切な時期にわかりやすい情報を発信することが最大の責務ですが、迫り来る災害にみずからの命はみずから守るという自助の意識を高めていただき、命を守る行動へつながるよう防災意識の啓発に努めるとともに、引き続き自主防災組織が整備する防災資機材に対する補助制度を継続し、災害に強いまちづくりを支援してまいります。

地震対策については、防災拠点施設となる下呂庁舎、小坂振興事務所及び馬瀬中央公民館の耐震化に向けた整備を進めるとともに、民間大規模施設については、下呂市建築物等耐震化促進計画に基づき、国・県・市の補助制度が活用できる耐震診断及び耐震補強工事を促し、木造住宅の耐震化についても積極的なPR活動に努め、地震に強い、安全で安心できるまちづくりに取り組んでまいります。

また、平成29年度から3年間の時限措置ではありますが、木造住宅耐震補強工事とあわせて行うリフォーム工事についても補助制度を創設し、さらなる木造住宅耐震化率の向上と市内建設業の活性化を図ってまいります。

住宅等の耐震補強とは異なりますが、命を守るの観点から、宅内の1室に耐震シェルター等を設置し、有事の際に避難できるためのシェルター等設置補助制度も継続してまいります。

続いて、消防関係でございます。

消防関係は、広大な面積を有する下呂市において、警防・救助・救急の体制の拡充を図り、災害対応力を高めることとしています。

近年、複雑化する交通災害や山林事故等の救助事案に対応するため、平成29年度は救助工作車を更新するための必要経費を計上し、災害対応に万全を期すよう努めてまいります。

さらに、年々増加し、変化する救急環境に対応するため、救急車に積載する資機材を整備し、救急処置の充実を図るとともに、救急救命士等、救急隊員の教育に力を入れ、市民の安心と救命率の向上を目指してまいります。

また、地域防災の中核となる消防団員の減少により防災力の低下が懸念されています。これらの対応として、大災害時における消防団の応援体制の整備を行うとともに、消防団組織の再編成を行い、より効率よく消防力が発揮できるよう見直しを行ってまいります。また、県とのタイアップにより、消防団協力事業所制度や法人税減税制度等を活用しながら、入団促進に取り組み、特に女性消防団員の確保に重点を置き、施設や装備の改善により活動環境を整備し、地域防災力の強化に努めてまいります。

続いて、保健・医療施策でございます。

体の健康、心の健康づくりについては、平成25年度に策定した健康増進計画「健康げろ21（第2次）」に従い、従来からの検診事業の充実や予防医療の強化を図ってまいります。

平成29年度においては、全国健康保険協会、通称協会けんぽ岐阜県支部と、市民の健康的な生活を実現することを目的として、健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定を締結する予定であり、特定健診やがん検診の受診促進、健康づくり対策事業等を共同で実施するほか、企業の健康経営の推進に対する支援を行ってまいります。

この協定により、全市民の約45%が加入する国民健康保険及び後期高齢者医療保険だけでなく、約35%が加入する協会けんぽが加わり、合わせて約80%の市民に対し働きかけることが可能になることから、今後もさまざまな手段を用いて市民の健康づくり意識の啓発に努めてまいります。

下呂においては、仕事を退職された60歳以降、がんや脳血管疾患、心疾患、糖尿病などを発症し治療や介護を受ける方が少なくありません。これらの病気は若いころの生活習慣が原因となっていることが多いと考えられています。今回の協定により、働き盛りの若い世代に対して生活習慣の改善を働きかけることで疾病予防に努めてまいります。

生活習慣の改善については、運動、食生活、喫煙、飲酒など、個人の取り組みを促すだけでは限界がある中、地域ぐるみや事業所ぐるみで仲間同士が声をかけ合い、誘い合うことで効果も上がります。地域、あるいは企業の活動にみんなが参加することで生きがいや健康を享受し、健康寿命の延伸と同時に、豊かな地域づくりにつなげる社会的な健康社会の構築を目指してまいります。

平成28年度から一般社団法人下呂ロータリークラブとともに事業展開しております減塩活動を、平成29年度も引き続き同クラブと連携し、多くの企業や団体に活動の輪を広げながら、健康教育を進めてまいります。

国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から国保財政の主体が市町村から県に移行することに先立ち、国保税の算定において、後期支援分と介護納付分について資産割を除いた算定方法（一部3方式）を導入するとともに、今後の安定的な運営に努める中で、被保険者負担軽減につながる国保税率の改定を行うほか、子育て世帯への支援策として、18歳未満の子が3人以上の世帯については3人目以降の子の均等割保険税の軽減を行ってまいります。

一方、健康保健事業の中核をなす特定健診では、他部署との連携の中で、若いうちからみずからの健康に気をつけてもらうため、特定健診の対象年齢を20歳から引き下げるほか、より強い関心を持って人間ドックを受診される方に人間ドック助成を行います。また、特定健診の結果によって特定保健指導対象となった方を対象に、市内の運動施設利用料の一部助成を行うことで、日常生活の中で運動する習慣づけをしていただき、より健康になってもらうことを目的とした事業をスタートします。今後、他部署との連携の中で、健康づくり事業への一層の展開を図っていきたいと考えております。

また、休日診療所については、下呂市医師会、薬剤師会の協力のもと、地域医療を支える診療所運営を継続してまいります。

小坂診療所、小坂老人保健施設、馬瀬診療所の運営につきましては、引き続き現体制を維持し、地域住民が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、必要な医療や介護サービスを提供してまいります。

金山病院については、医師や看護師の不足など、病院を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。このことを踏まえ、一般会計からの繰り出しにより経営安定を図ります。病院としても、平成28年度に策定した新公立病院改革プランの着実な実施に取り組み、収入の確保と経費の節減に努め、経営健全化に取り組むとともに、下呂温泉病院や市内の開業医と連携し、地域医療を支えてまいります。

続いて、福祉施策でございます。

障がい者福祉については、第4期下呂市障がい福祉計画の最終年度でもあり、今後の障がい福祉施策の方向性を明確にし、各種福祉サービスの充実、自立に向けた就労支援事業、社会参画に向けた啓発事業などを進めてまいります。

聴覚障がいの方の相談窓口となる手話通訳者を福祉事務所に引き続き設置し、加えて、手話通訳者資格取得に係る費用への助成制度などにより、人材育成に努めてまいります。

なお、昨年施行されました障害者差別解消法についても、市民の方に障がい者に対する理解を深めていただけるよう、講演会の実施等に取り組んでまいります。

生活保護については、引き続き生活保護制度の適正な運用と実施に努めてまいります。また、生活保護前のセーフティーネットとして、下呂市社会福祉協議会へ委託している下呂市生活困窮者自立支援事業、生活サポート相談センターすまいるげろが3年目を迎え、その存在が認知されつつある中、引き続き寄り添い型のきめ細かな相談体制を維持してまいります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様には、昨年12月の一斉改選により、新たな委員も加え、今後3年間、地域の福祉課題のつなぎ役、相談役として御協力をお願いするものでございます。

この制度も、平成29年度が制度開始から100年を迎えます。市民の皆様にも今後も身近な地域の相談窓口として、民生委員・児童委員の活動を広くPRし、地域福祉の向上に努めてまいります。

社会福祉協議会へ委託している福祉心配ごと相談実施事業では、市民が身近で法律相談が受けられる環境を整えるため、岐阜県弁護士会と法律相談支援体制の拡充に向け協議を進め、相談体制の確立を図ってまいります。

続いて、道路、河川、地籍調査です。

岐阜県の中東部に位置し、広大な面積を有する下呂市にとって、車は主要な交通手段となっています。このため、道路は地域経済や市民の生活基盤を支える柱であり、道路整備は地域の活性化や経済の好循環をもたらすとともに、災害時には避難・救助活動の生命線として、また医療・福祉の充実など、さまざまな分野の課題に直結する最重要事項であります。

とりわけ下呂市を南北に貫く国道41号は、観光の道、命の道、産業の道として、経済を牽引する重要な役割を果たしており、日常生活にも欠かすことのできない重要な路線であります。市内には雨量規制区間が存在し、落石による通行どめが発生するなど、幹線道路として脆弱な状況にあります。

平成28年4月には長年の悲願であった門原防災事業が新規事業化されましたが、雨量規制区間の解消に至るまでにはまだ長い年月を要します。一刻も早い事業の完成に向けて、今後も引き続き官民が連携して国に対する要望活動を実施するなど、事業の促進に取り組んでまいります。

また、県が管理する濃飛横断自動車道は、平成28年3月末に和良金山道路の供用が開始され、下呂・郡上間の移動時間が大幅に短縮（約25分短縮し、75分から50分に、62キロが44キロ）されましたが、引き続き、郡上市内の残る区間の整備促進と、2027年に開業が予定されております。

ニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として、下呂・中津川間の整備促進を関係自治体と連携しながら強く要望していくとともに、国道257号川上Ⅱ期バイパスの早期完成及び数河・黒石間の整備、落石危険箇所や狭隘区間の改良を進めていただいている主要地方道下呂・白川線や宮・萩原線、一般県道門和佐・瀬戸線などの県道整備促進についても要望してまいります。

下呂市が管理する市道につきましては、下呂市道路ビジョンに基づき、主要道路や主要施設へのアクセス整備、市民の暮らしを支える道づくり、小坂町大島線踏切改良事業（小坂町大島地内）など、現在継続中の事業に完成のめどが立ちましたので、平成29年度からは大島1号線道路改良事業（小坂町大島地内）、ジャリゾレ線道路改良事業（馬瀬川上地内）、横田線道路改良事業（金山町金山地内）に着手します。

市道の維持管理につきましては、多くの橋梁が昭和30年代から40年代にかけて建設されていることもあり、今後急速に老朽化が進む道路施設の修繕等が喫緊の課題となっていますが、継続中の橋梁の耐震化・長寿命化工事を初め、計画的な点検、診断結果に基づき、着実に対策を実施してまいります。

河川整備につきましては、平成27年度より冠水対策のために実施している幸田排水路整備事業に完成のめどが立ちましたが、市内には多数の土砂災害（特別）警戒区域が存在するため、頻発する局地的集中豪雨など自然の猛威から市民の生命・財産を守り、安心・安全に暮らせるよう、災害を未然に防ぐ防災施設の充実を推進してまいります。

地籍調査については、土地の権利関係の明確化により、土地取引の円滑化や森林整備、国民の財産の保護に資する事業であります。市民からの要望も多いため、市内全域の完了に向け、着実に事業を推進してまいります。

次に、農林業振興です。

農業を取り巻く情勢は依然として先行き不透明な状況が続いている中、TPPのアメリカの離脱、米の生産調整の最終年度を迎えるなど、国の政策動向にますます目が離せない局面を迎えております。

さて、米の味を競い合うコンクールが全国各地で開催され、話題になっています。その優劣の決定は、食べ比べによる官能審査や、食味値、味度値といった機械的に分析される客観的なデータに基づき行われますが、平成28年度も全国各地の大会で下呂市の生産者が上位入賞を果たしました。

こうした米コンクールへの参加の目的は、米の付加価値の向上、いかに米を高く売るかという点が注目されがちですが、これまで自分の米が一番おいしいと思っていた農家の皆さんが自分の米の品質や味を具体的なデータで知ることができ、さらなる品質向上、生産意欲への励みとなるものと期待されています。

そうした取り組みと並行して、地域における営農体制も新たな局面を迎えています。これまでの兼業農家による個別経営が主体であった取り組みにかわり、地域の多くの方が賛同し、参加する集落営農による法人経営への転換、地域の皆さんが一丸となって地域を守るための体制づくり

や協同活動が各地で始まっています。

下呂市では、今後もこうした活動のさらなる発展的な取り組みに対する継続的な支援や、新たな地域での集落営農体制構築に向けた話し合いの場、推進活動に積極的にかかわり、活力ある農業と元気な地域づくりに努めてまいります。

農業基盤の整備について簡易的なものは、多面的機能支払交付金事業を活用して、農道や水路の長寿命化を地域で取り組み、大規模な整備の場合は、県営中山間総合整備事業や集落営農や農地集積事業とリンクした経営体整備事業などの有利な事業を軸に、効率かつ広範囲に事業を展開して、機能回復と維持管理の軽減を図るとともに、幹線水路を改修することによる防災・減災機能も高めてまいります。

次に、畜産振興につきましては、本年9月に開催される第11回全国和牛能力共進会宮城県大会に向けた取り組みを支援するとともに、優良雌牛の保留対策事業を継続し、繁殖雌牛基盤の強化を図りつつ、飛騨牛ブランドの全国発信に引き続き取り組んでまいります。

また、畜産新規後継者の就農支援を措置するほか、耕種農家との連携強化により、飼料米及び飼料用稲の計画的生産と地域内利用の調整を図りつつ、畜産堆肥の圃場還元を推進し、飼料自給率の向上と農家相互の経営安定を目指してまいります。

林業振興については、木材の生産から消費、流通までの一連の工程において、さまざまな取り組みを行います。

持続可能な林業を進めるためには森林の更新が必要であり、南ひだ国際健康保養地内の森林において、低コスト化と獣害対策を実証する皆伐、再造林のモデル林を造成します。

間伐については、作業路の開設や維持補修、木材の搬出に支援を行い、事業の促進を図ります。木材の利用拡大については、市内産材を利用した住宅に対し経費の一部を支援してまいります。

また、森林・環境基金事業などを活用して、奥山については切り捨て間伐の促進を図り、里山については生活環境の改善や間伐等を推進し、必要に応じて景観整備を行うとともに、健康を求める人々の触れ合いの場づくりを図るため、林種転換事業と有機的な連携を進めてまいります。

森林整備の基盤となる林道の整備については、継続中の県営事業の早期完成を図るとともに、近年特に地元要望が多い治山事業についても、できる限りそれに応えられるよう、県と連携を密にして取り組むこととしています。

次に、環境施策でございます。

市民が安心・安全で健康的な環境づくりを推進し、美しい自然環境を後世に残すための環境教育や各種教室の開催、啓発活動などを引き続き取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設、新クリーンセンターについては、現施設での更新を地元の皆様の苦渋の選択により、平成25年度に同意をいただきました。

平成28年度におきましては、完成予定を平成30年度末とし、9月中旬から出来高14%を目標に、本格的な工事に取りかかりました。

平成29年度におきましては、出来高50%を目標に工事を進め、年末には2号炉の完成を迎え、引き続き1号炉の解体工事を実施する予定であります。

また、新最終処分場の建設におきましても早急に建設を進めなければなりません。市民の日常生活において最も重要で、生活していくために欠くことのできない施設の一つであり、平成29年度も引き続き建設予定地の確保など作業を進めてまいります。

市内の一般廃棄物排出量は、ここ5年間の推移を見ますと約3.6%減少しております。一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物減量化とともに、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境に優しい循環型社会の構築に努めてまいります。

また、この一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、新クリーンセンターの建設に関することも含め、新たに平成31年度から平成40年度までの10カ年計画を、廃棄物減量等推進審議会に基本方針・目標等を諮りながら、今年度より2カ年をかけて策定します。

このほか、平成29年度には下呂市環境基本計画の更新時期を迎えるに当たり、下呂市地球温暖化対策実行計画における区域施策を下呂市第2次総合計画を基本に策定します。

環境衛生施設につきましては経年劣化が進んでおりますが、市民の日常生活において最も重要で、生活していくために欠かすことのできない施設でありますので、更新を考慮しながら延命を図ってまいります。

続いて、水道・下水道でございます。

水需要の減少により、経営環境は非常に厳しい状況にある中、上下水道とも、施設、管路の更新需要は高まっています。ライフラインとして絶対に欠かすことのできない事業継続のため、経営の効率化を一層進めるための事業を実施します。

簡易水道事業につきましては、老朽化した施設・機器の更新として、小坂地区落合浄水場の改良工事、萩原町桜洞地内の水道管布設工事を継続して実施するとともに、新たに萩原町羽根浄水場関連のテレメーター更新工事に取り組みます。また、簡易水道事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けた業務を継続して実施します。

上水道事業につきましては、災害時などの緊急対応のために配水池緊急遮断弁整備工事のほか、満了を迎える飛騨川水利権の更新業務を実施します。

次に、公共及び特定環境保全公共下水道事業につきましては、下水道法の改正に伴う事業計画の見直し業務のほか、湯之島浄化センターの長寿命化工事、上呂水処理センターの長寿命化実施設計、幸田浄化センターの再構築基本設計を実施し、経営の効率化、施設の適切な維持管理を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、平成28年度までに実施した処理場・管路調査に基づいた施設の更新計画を策定し、最適な更新整備を目指すとともに、羽根水処理センターの機能強化工事に着手します。

また、経営の健全化、財務状況の明確化を図るため、下水道事業特別会計の地方公営企業法の

適用に向けた業務を新たに実施します。

合併浄化槽整備事業につきましては、自然環境と生活環境の保全を図るため、引き続き補助金の交付を実施し、清流の国ぎふづくりを目指してまいります。

続いて、教育施策でございます。

社会教育では、下呂市生涯学習の基本方針に基づき、その基本理念である「市民一人一人が生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう学習し、その英知と努力を結集し、未来を築く生涯学習社会や、活力ある地域づくりにつなげる」ことを目指し、自立（的確に判断し、行動・活動ができる人づくり）、協働（仲間や地域で協力し、活動できる家庭・地域づくり）、創造（伝統や文化の伝承と、変化を受けとめ、新たにつくり出す社会づくり）の3本の柱で、活力ある生涯学習社会の構築のための事業を推進します。

市は、生涯学習活動を通しての自助活動が市民の喜びと元気につながることを目指し、市民の参加を喚起できるように、地域づくりや子育てなど身の周りがよく見えるようなライフプランの設定を考えてまいります。

青少年育成では、子ども会活動の支援、青少年の健全育成を行う上で青少年の社会参加のために、ジュニアリーダー育成強化、交流キャンプを充実し、活動が手薄な地域での活動を促進する取り組みを行ってまいります。

スポーツ振興では、生涯スポーツの普及を促進すべく、引き続きスポーツクラブや体育協会の組織強化と連携を推進します。

また、誰もがいつまでもスポーツに親しめ、健康で生活できる生涯スポーツの推進を図ってまいります。

また、ハード面においては、所管する社会教育・社会体育施設について、生涯学習の基本方針や公の施設の維持管理方針に従い、必要な事業に着手します。平成29年度は、位山自然の家において指定管理移行への調整の中、施設修繕整備、山之口体育館の管理運用について条件整備を行ってまいります。

飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートのエリア利活用促進と、濁河地域の活性化を目指し、さらなる施設の整備と岐阜県、高山市との連携強化を図ってまいります。

文化財保護事業では、6年目となる遺跡詳細分布地図作成のための委託事業を継続します。

平成29年度から、生涯学習部分は教育部局から市長部局へ地域振興部分と統合し、市民活動推進課となります。地域コミュニティづくりとの連携、市民ニーズの把握等により、より一層の生涯学習活動の推進に努めてまいります。

今後とも市民の皆様、並びに議会の皆様のさらなる御理解と御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（中野憲太郎君）

休憩いたします。再開は16時40分といたします。

午後 4 時26分 休憩

午後 4 時40分 再開

○議長（中野憲太郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することに決定いたしました。

---

◎議第17号から議第21号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第27、議第17号 市道の路線認定について、日程第28、議第18号 市道の路線認定について、日程第29、議第19号 市道の路線認定について、日程第30、議第20号 市道の路線変更について、日程第31、議第21号 市道の路線変更について、以上5件を一括議題といたします。

それでは、議第17号から議第21号までの5件について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

それでは、議案書の31ページをごらんください。

議第17号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、井尻線、起・終点、下呂市金山町金山字紙屋前3418番1地先から、同じく金山字紙屋前3418番5地先までです。平成29年2月27日提出。

提案理由、道路改良に伴い、市道の路線を認定するものです。

次の32ページをごらんください。

図面に示すとおり、国道41号の井尻の交差点改良に伴いまして、市道との交差点を移す必要が出てきたため、路線を認定するものであります。

33ページをごらんください。

議第18号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線名、中原東34号線、起・終点、下呂市火打字高ヶ平1448番7地先から、同じく高ヶ平1492番1地先までです。平成29年2月27日提出。

提案理由、一般県道門和佐・瀬戸線道路改良に伴い、県道の一部が移譲となるため、市道の路

線を認定するものです。

34ページをごらんください。

図に示しますように、破線の部分が新たに県道のバイパスとなる路線です。実線の部分が市道の路線認定をしていただきます390メートルとなっております。

35ページをごらんください。

議第19号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、雨池7号線、起・終点、下呂市萩原町上村字松ヶ瀬829番地先から、同じく上村字谷畑1015番地先まで。平成29年2月27日提出。

提案理由、民間の土地分譲開発に伴い、市道の路線を認定するものです。

36ページをごらんください。

図に示すとおり、延長60メートルを路線認定するものであります。

続きまして、37ページをごらんください。

議第20号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、横田線、旧の起・終点が下呂市金山町金山字横田2263番2地先から、同じく金山字東横田2347番地先までです。新しい起点については変更ございません。終点は、金山字栗本2602番1地先までです。平成29年2月27日提出。

提案理由、道路改良に伴い、道路の終点を変更するものです。

38ページをごらんください。

上段が変更前、下段が変更後となっております。変更前は、起点から金山学校給食センターまでの225メートル、変更後につきましては、起点から旧の金山病院跡地までの400メートルとなっております。

続きまして、39ページをごらんください。

議第21号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、栗原橋線、旧の起・終点、下呂市馬瀬川上字上栗原123番43地先から、同じく川上字上下タ栗原680番1地先まで。新しい起・終点は、同じく川上の上栗原123番63地先から、同じく川上下タ栗原656番2地先までです。平成29年2月27日提出。

提案理由、橋梁かけかえに伴い、路線を変更するものであります。

40ページをごらんください。

変更前が上段、変更後が下段となっております。変更前は、橋梁の延長が59.4メートル、変更

後は60メートルとなるものです。平成26年の災害により橋梁が流失をしたため、橋梁のかけかえを行ったものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いをします。

○議長（中野憲太郎君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第17号から議第21号までの上程5議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第17号から議第21号までの5議案については、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第22号から議第31号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第32、議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について、日程第33、議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第34、議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第35、議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第36、議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、日程第37、議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について、日程第38、議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、日程第39、議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について、日程第40、議第30号 相互救済事業の委託について、日程第41、議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、以上10件を一括議題といたします。

それでは最初に、議第22号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の41ページをお開きください。

議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、下呂市有線テレビ施設（下呂ネットサービス）。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県岐阜市須賀1丁目2番16号、シーシーエヌ株式会社代表取締役 井上泰然。3.

指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第23号及び議第24号についての提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

それでは、42ページをお願いします。

議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランド。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町羽根2710番地3、社会福祉法人下呂福祉会理事長 曾我博男。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで2年間。

続いて、43ページをお願いいたします。

議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、やすらぎセンター萩、やすらぎセンター四美、小坂デイサービスセンター、上原デイサービスセンター、金山デイサービスセンター、デイサービスセンターつつじ苑。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 石丸忠義。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで2年間。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第25号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（今井藤夫君）

それでは、44ページでございます。

議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成29年2月27日提出。

施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。指定管理者となる団体の名称、下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛驒馬瀬川観光協会会長 加藤久人。指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第26号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（長江 寛君）

それでは、45ページをお願いいたします。

議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、下呂市まるかりの里。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市久野川1263番地、久野川管理組合組合長 桂川卓見。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで2年。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第27号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

それでは、議案書の46ページをお願いいたします。

議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム。2. 指定管理者となる団体の名称、スポーツマックス・三幸共同企業体代表者、愛知県名古屋市緑区池上台2丁目37番地1、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第28号及び議第29号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（加藤和男君）

議案書の47ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、下呂市金山森林総合利用促進施設。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町弓掛515番地、有限会社弓掛観光開発代表取締役 日下部佳佑。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間。

次の48ページをお願いいたします。

議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成29年2月27日提出。

1. 施設の名称、下呂市ゆったり館。※旧金山第1デイサービスセンター・旧金山町高齢者生活改善センター編入部分の一部でございます。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町大船渡668番地1、松岡林業有限会社代表取締役 松岡守。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間。

以上、2議案につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（中野憲太郎君）**

続いて、議第30号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（星屋昌弘君）**

議案書の49ページをお開きください。

議第30号 相互救済事業の委託について。

相互救済事業の委託について、地方自治法第263条の2第1項の規定により、毎年度予算で定める経費を支弁して、下呂市の所有又は占有に属する財産で必要なものの、火災、その他の災害による損害に対する相互救済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託したいので、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。公益社団法人全国市有物件災害共済会が行う相互救済事業に加入するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

**○議長（中野憲太郎君）**

続いて、議第31号について提案理由の説明を求めます。

市民部長。

**○市民部長（二村尚彦君）**

議案書の50ページをお開きください。

議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関し、別紙のとおり協議したいので、議会の議決を求める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。地方自治法第252条の14の規定により、現在、各務原市に山県市及び下呂市が委託している電子情報処理による戸籍事務に美濃加茂市が新たに加わるため、別紙のと

おり規約を改正することについて、同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

52ページの規約新旧対照表をごらんください。

下呂市の戸籍システムは、平成25年2月から各務原市にサーバーを置いて、各務原市、山県市と共同で事業をしています。この枠組みに、美濃加茂市から加わりたいとの申し出があったため、現在の機器リース期間の満了に合わせて、平成30年2月13日から美濃加茂市を加えた4市での共同処理とするため、規約の改正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく願います。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第22号から議第31号までの上程10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第22号から議第31号までの上程10議案については、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議第32号から議第39号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

#### ○議長（中野憲太郎君）

日程第42、議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、日程第45、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上8件を一括議題といたします。

それでは、議第32号及び議第33号についての提案理由の説明を求めます。

総務部長。

#### ○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の53ページをお開きください。

議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。政策の実現に向けて、副市長は市長の任期中、教育長は任期中の給与を減額し、必要な財源を確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

56ページをお開きください。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。政策の実現に向けて、副市長は市長の任期中、教育長は任期中の給与を減額し、必要な財源を確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要です。(1)市長の給料月額について、附則に規定していた事項を本則に規定するものでございます。第2条第2項、第3項、制定附則第2項、第3項関係でございます。

(2)副市長の給料月額について、下記のとおり減額するものです。

①平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条に定める額から15%を減額した給料月額とします。第3条第2項関係でございます。

②平成31年4月1日から平成32年4月17日までの間、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条に定める額から10%を減額した給料月額とします。第3条第3項関係でございます。

(3)教育長の給料月額について、下記のとおり減額するものです。

①平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条に定める額から10%を減額した給料月額とします。第4条第3項関係でございます。

②平成31年4月1日から平成31年5月13日までの間、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条に定める額から5%を減額した給料月額とします。第4条第4項関係でございます。

(4)この条例は、平成29年4月1日から施行します。附則関係でございます。

1ページめくっていただきまして、57ページをお開きください。

議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。平成29年度の機構改革に伴う新たな嘱託員の設置と、市内の旅行における費用弁償を行程の距離により計算する方法に改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、67ページをお開きください。

条例要綱でございます。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、平成29年度の機構改革により、市長公室に危機管理課が設置されることに伴い、防犯、交通安全、警察との連携等の業務を警察OBの嘱託員に補ってもらうため、その報酬額を定めます。また、市内の旅行における費用弁償を行程の距離により計算する方法に改めるた

め、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)非常勤の特別職職員に「安心安全専門員」を加え、「月額20万円」とし、嘱託職員を除く非常勤の特別職職員の市内の費用弁償は、片道2キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき20円として、往復で計算する方法に改めます。別表関係でございます。

(2)この条例は、平成29年4月1日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第34号及び議第35号についての提案理由の説明を求めます。

市民部長。

#### ○市民部長（二村尚彦君）

それでは、議案書の68ページをお開きください。

議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について。

下呂市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

市税の督促状の発付について、平成29年度より地方税法に定める特例を適用すること等に伴い、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、88ページ、条例要綱にて御説明申し上げます。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、市税の督促状の発付について、平成29年度より地方税法に定める特例を適用すること、並びに消費税率の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されることに係る所要の措置等について講じた社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、原則として公布の日から施行されることとなったこと等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2の概要でございます。(1)第1条関係。これは下呂市税条例本則の一部改正でございます。

①個人の市民税、固定資産税及び軽自動車税の督促状について、地方税法に定める特例を適用し、納期限後30日以内に発することとします。第22条関係でございます。

②個人の市民税における住宅ローン控除制度の適用期限が延長されることに伴い、対応する規定を改めます。制定附則第7条の3の2関係でございます。

(2)第2条関係。こちらのほうは税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

①軽自動車税のグリーン化特例が1年延長されること、並びに現行の軽自動車税の種別割への名称変更時期、軽自動車税の環境性能割の導入時期及び法人の市民税における法人税割の税率引き下げ時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になること等に伴い、対応する規定を改めます。第1条及び第1条の2関係でございます。

②、①に伴い、対応する施行期日及び経過措置の規定を改めます。改正附則第1条、第2条及び第4条関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、一部は平成29年4月1日より施行となっております。附則関係でございます。

続きまして、89ページをお開きください。

議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由、平成29年度より国民健康保険税の賦課方式の一部を変更すること等に伴い、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

95ページをお開きください。条例要綱にて御説明申し上げます。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、主に3点ございます。下呂市国民健康保険の運営に当たり、①平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から県へ移行されることに先立ち、県は、国民健康保険税の算定方式について、資産割額を除く3方式化の方針を示していることに鑑み、賦課方式の一部を変更すること、②安定的な国民健康保険事業の運営を図るため、平成29年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めること、③国民健康保険加入の子育て世帯を支援するため、国民健康保険税に係る下呂市独自の負担軽減策を講ずることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2の概要でございます。(1)国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額及び介護給付金課税額の算定方式を現行の4方式から、資産割額を除いた3方式とするため、関連する規定を改めます。第2条、第7条及び第9条関係でございます。

(2)医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。税率、税額につきましては表のとおりでございますが、平成29年度の医療給付費分の所得割は4.8%、現在と比べて0.5ポイント低くなります。資産割につきましては20.35%、現行と比べて4ポイント低くなります。均等割につきましては2万3,000円、現行と比べて3,300円安くなります。平等割につきましては1万8,300円、2,600円安くなることになっております。平等割の特定世帯というのは、平等割の2分の1の額の対象とするものです。それから、平等割の特定継続世帯は、平等割の4分の3の方となっております。試算では、一般被保険者において、7割、5割、2割軽減措置前の額として、1人当たり約8,900円の減額となる見込みです。第3条から第5条の2関係でございます。

(3)後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。同様に、表にしております。後期高齢者支援金分、平成29年度は所得割が2.3%、現在に比べて0.48ポイント高くなります。資産割につきましては採用しないということですので、現在の8.35%がゼロ%、皆減となります。均等割につきましては8,800円、現行に比べて200円安くなります。平等割につきましては7,800円、現行に比べて600円高くなります。平等割の特定世帯、特定継続世帯については表のとおりでございます。試算では、一般被保険者において、7割、5割、2割軽減措置前の額として、1人当たり約410円の増額となる見込みです。第6条、第7条の2及び第7条の3関係でござ

ざいます。

96ページをお開きください。

(4)介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。同様に表が載っておりますが、平成29年度の所得割は1.73%、現行に比べて0.33ポイント高くなります。資産割については採用いたしませんので、現行の10%がゼロ%、皆減となります。均等割については9,500円、400円安くなります。平等割につきましては6,300円、600円高くなります。試算では、一般被保険者において、7割、5割、2割軽減措置前の額として、1人当たり約390円の増額となる見込みです。第8条、第9条の2及び第9条の3関係でございます。

(5)につきましては、(2)から(4)で改正した均等割、平等割の各税率の7割軽減分を改正する数値が上がっておりますのでございます。

次の97ページの(6)につきましては、同様に5割軽減分を表にまとめたものでございます。

(7)につきましては、同様に2割軽減分を表にまとめたものでございます。

98ページをお開きください。

(8)各年度の初日の前日において、18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の3人目以降に係る被保険者均等割額の全額を軽減します。ただし、低所得世帯における7割、5割、2割軽減に該当する被保険者については、均等割額から7割、5割、2割軽減分を軽減した残りを軽減します。制定附則第17項関係でございます。

(9)この条例は、平成29年4月1日より施行します。附則第1項関係でございます。

(10)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上、2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第36号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

#### ○福祉部長（松村勝久君）

それでは、99ページをお開きください。

議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布され、平成29年4月1日から施行することとされたため及び現行の第1号保険料の軽減を継続するため、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきます。103ページをお開きください。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布さ

れ、平成29年4月1日から施行することとされたため及び現行の第1号保険料の軽減を継続するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるため、及び第1号保険料の軽減強化について、消費税率の引き上げの延長に伴い、現行の第1段階の方への軽減を継続します。制定附則第11項、第12項関係です。

(2)この条例は、平成29年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第37号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（今井藤夫君）

それでは、104ページです。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。平成29年2月27日提出。

提案理由です。本市における企業立地の促進と市内の企業支援を目的に実施している助成措置を引き続き行うため、当該条例の一部を改正するものです。

107ページをお願いいたします。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由につきましては、提案理由と同内容ですので省略をいたします。

概要でございます。本条例につきましては、平成29年3月31日で効力を失う時限事業でしたが、5年間の期間延長を行うため、附則中の失効日の「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」と改めます。制定附則第2項関係でございます。

この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第38号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

#### ○教育部長（青木克裕君）

それでは、議案書の108ページをお願いいたします。

議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。星雲会館耐震補強工事に伴う諸室の配置変更により、諸室名を変更し、あわせて使用料を改正し、また下呂中央公民館の諸室名について、実際の運用状況に合わせ

て変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明しますので、112ページをお開きください。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、星雲会館耐震補強工事に伴う諸室の配置変更により、諸室名を変更し、あわせて使用料を改正し、また下呂中央公民館の諸室名について、実際の運用状況に合わせて変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)萩原中央公民館（星雲会館）を次のように変更します。2階和室24畳を廃止します。4階研修室2を廃止します。4階特別室（旧豊栄の間）を廃止します。2階研修室2を新設します。2階研修室3を新設します。別表関係でございます。

(2)下呂中央公民館の視聴覚室を第4研修室に変更します。別表関係でございます。

(3)この条例は、平成29年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第39号について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

#### ○経営管理部長（桂川国男君）

議案書の113ページをお開きください。

議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、平成29年度下呂市一般会計は、次のとおり平成29年度下呂市下水道事業特別会計へ繰り出しするものとする。繰出額1億1,667万4,000円。平成29年2月27日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を基準外繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第32号から議第39号までの上程8議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第32号から議第39号までの上程8議案については、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第40号から議第52号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第50、議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算、日程第51、議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第52、議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第53、議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第54、議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第55、議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第56、議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第57、議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第58、議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第59、議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第60、議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算、日程第61、議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第62、議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上13件を一括議題といたします。

議第40号から議第52号まで13議案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、ただいま上程されました議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算から議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まずは一般会計予算の1ページをお開きください。

議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億8,000万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして、第2表 債務負担行為、また第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成29年2月27日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税につきましては、前年度当初比で約6,000万円増の45億5,164万6,000円を見込みました。内訳としまして、市民税14億8,332万円、固定資産税25億9,300万6,000円、軽自動車税9,780万円、市たばこ税2億2,336万円、入湯税1億5,416万円でございます。

2款地方譲与税は2億100万円。

4款配当割交付金は1,100万円。

6 款地方消費税交付金は、前年当初比で5,900万円減の6億2,700万円。

3 ページへ参りまして、8 款自動車取得税交付金は、前年度当初比で2,900万円増の5,200万円を見込んでおります。

10 款地方交付税につきまして、地方交付税は合併特例の段階的縮減の影響を考慮に入れまして、個別算定経費、包括算定経費などについて、合併後の市町村の姿に対応した交付税の算定方法の見直し内容を可能な限り反映しております。算定結果としまして、前年度当初比で2億4,200万円減の75億4,000万円を計上しました。特別交付税は、前年度と同様の3億円を計上し、地方交付税全体では78億4,000万円を見込んでおります。

12 款分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金、民生費負担金で6,068万3,000円を計上しました。

13 款使用料及び手数料につきましては、民生使用料、土木使用料、衛生手数料などで5億2,440万2,000円を見込みました。

14 款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、土木費国庫補助金など、18億2,968万5,000円を計上しました。

15 款県支出金は、民生費県負担金及び県補助金、農林水産業県補助金、土木費県補助金、総務費県委託金などで11億3,958万4,000円を計上しております。

4 ページをお開きください。

16 款財産収入は、土地貸付収入、基金利子などで5,427万6,000円を計上しております。

18 款繰入金につきましては、財政調整基金、公共事業基金、清掃施設整備基金の繰り入れなどで、前年度当初比4億6,248万3,000円増の17億9,744万6,000円を計上しております。

19 款繰越金につきましては、3億円を予算計上しております。

20 款諸収入は、貸付金元利収入などで8億1,916万8,000円を計上しております。

21 款市債につきましては、前年度当初比で12億9,290万円増の33億4,280万円を計上しております。

5 ページからは歳出でございます。

1 款議会費は、議会活動費などで1億2,024万5,000円。

2 款総務費につきましては、35億2,670万4,000円を計上しております。総務管理費では、職員給与費、庁舎・振興事務所整備事業、飛騨御嶽高地トレーニングエリア整備事業、庁内情報化推進諸経費、地域情報化推進諸経費、各地域の地域振興事業費、コミュニティバス運行事業、下呂交流会館管理運営費などが主なものでございます。

3 款民生費は50億1,502万3,000円を計上しております。社会福祉費では、社会福祉協議会活動助成事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計への繰出金、障がい者自立支援給付事業、老人保護措置費、福祉医療費助成事業などがございます。また、児童福祉費では、児童手当、児童扶養手当給付金、保育所運営費及び保育所公設民営事業、ことばの相談室開設費、その他、生活保護費などが主な内容でございます。

4 款衛生費につきましては、39億6,782万2,000円を計上しております。保健衛生費では、簡易水道、金山病院、診療施設の各特別会計への繰出金、予防接種事業、健康診査費など、また清掃費におきましては、塵芥回収費、ごみ処理施設管理運営費、環境衛生施設整備事業、環境施設整備地域振興事業などが主な内容でございます。

5 款労働費につきましては、労働者住宅資金融資事業などで1,782万1,000円を計上しております。

6 ページをお開きください。

6 款農林水産業費につきましては、14億3,736万9,000円を計上しております。農業費では、獣害防除対策及び有害鳥獣捕獲事業、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、元気な農業産地構造改革支援事業、産地パワーアップ事業、畜産振興事業、県営中山間総合整備事業、多面的機能支払交付金事業、下水道事業特別会計繰出金など、また林業費では、森林集約化施策促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業、間伐材安定供給支援事業、県単林道改良事業などが主な内容でございます。

7 款商工費につきましては、10億8,667万9,000円を計上しております。主な事業としまして、商工費では、小口融資事業、商工業振興団体活動事業助成費、経営安定資金融資事業、プレミアム商品券発行事業など、また観光費では、観光戦略強化事業、観光客誘致対策事業、各観光施設の管理運営経費などがございます。

8 款土木費では、24億7,883万1,000円を計上しております。土木管理費では地籍調査費、道路橋梁費では、市道補修事業、社会資本総合整備交付金事業、防災安全交付金の各種事業など、河川費では河川排水路補修事業、また都市計画費では、下水道特別会計繰出金、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金事業、住宅費におきましては、市営住宅の管理維持修繕費、住宅建築物安全ストック形成事業などが主な内容でございます。

9 款消防費につきましては、10億7,649万5,000円を計上しております。主な事業内容は、消防本部施設整備事業、中消防署消防自動車等購入事業、消防団の活動に関する経費、ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車2台の更新事業、小坂第2分団第1部の消防詰所新築事業などがございます。

10 款へ参りまして、教育費14億6,365万7,000円を計上しております。教育総務費は、英会話指導員、学校支援員等の設置事業、スクールバス管理運営費、小学校費及び中学校費では、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、金山小学校屋内運動場改修事業、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費などがございます。社会教育費では、図書館運営費、下呂ふるさと記念館を初めとする各種施設の運営費、中学生姉妹都市交流事業などがございます。保健体育費では、体育施設や学校給食センターの管理運営経費のほか、南部及び北部学校給食センター改築事業などが主な内容でございます。

7 ページへ参りまして、12 款公債費につきましては、市債の償還元金及び一時借入金に係る利子29億5,935万4,000円を計上しております。

予備費につきましては、3,000万円を計上させていただいております。

次に、8ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございますが、平成29年度におきましては13件の債務負担行為を予定しております。

9ページの第3表 地方債では、起債の目的ごとに借入限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法について定めてございます。

平成29年度は、臨時財政対策債のほか、公共施設整備事業、環境衛生施設整備事業、道路橋梁整備事業、消防施設整備事業などで33億4,280万円を限度額として借り入れを予定しております。

11ページ以降の事項別明細書につきましては、予算委員会におきまして御審議いただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

少し飛びますが、299ページをお開きいただきたいと思います。

特別職についての給与費明細でございます。下段の比較欄をごらんください。

長等の欄は、市長、副市長に係るもので、給料は当初予算における比較を、期末手当は支給率の改正、その他の手当は通勤手当、共済掛金率の変更に伴う増減でございます。

議員欄につきましては、4月1日現在の議員数と期末手当の率改正、共済掛金率の変更の増減でございます。

また、その他の特別職欄の職員数及び報酬の減につきましては、主に国政選挙、県政選挙に係るもので、給料、期末手当、その他の手当、共済費につきましては、教育長分でございます。

続いて、300ページをお開きいただきたいと思います。

一般職員の給与費明細でございます。

上段の総括の比較欄をごらんください。

職員数は454名で、増減はございません。給与費、共済費は、給与改定、昇給、採用、退職による増減を調整し、結果、合計で4,995万3,000円の減となります。

下の表は職員手当の内訳でございます。

301ページから310ページまでは給料及び職員手当の増減額の明細とその状況になっております。

311ページから315ページは債務負担行為の調書でございます。

最終の316ページをお開きください。

地方債の調書で、表の右下の合計額220億5,270万4,000円が平成29年度末の起債残高見込み額でございます。

以上で一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計について説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、予算委員会において御審議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,091万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めてございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めてあります。平成29年2月27日提出。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、2ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず歳入では、1款国民健康保険税は7億2,361万6,000円を見込んでおります。3款国庫支出金は6億6,611万5,000円、5款前期高齢者交付金は15億2,185万2,000円、7款共同事業交付金9億3,673万5,000円などとなっております。

4ページをお開きください。

歳出の主な内容といたしましては、2款保険給付費27億127万4,000円、3款後期高齢者支援金等4億2,276万9,000円、6款介護納付金1億8,793万9,000円、7款共同事業拠出金9億9,680万6,000円などがございます。

続きまして、41ページをお開きください。

議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,607万円と定めてございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めております。平成29年2月27日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、42ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

42ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億903万8,000円、4款繰入金、一般会計繰入金1億6,024万円が主なものでございます。

43ページへ参りまして、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億6,298万4,000円が主な内容でございます。

次に、53ページをお開きください。

議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,473万円と定めてございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めてございます。平成29年2月27日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、54ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでござ

ございます。

54ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入では、1款サービス収入1億1,154万2,000円、6款繰入金、一般会計繰入金8,227万6,000円が主なものでございます。

55ページへ参りまして、歳出では、2款サービス事業費1億4,965万7,000円が主なものでございます。

続きまして、81ページをお開きください。

議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,428万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成29年2月27日提出。

次の82ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入では、1款保険料7億3,975万6,000円、4款国庫支出金8億6,116万7,000円、5款支払基金交付金9億9,406万6,000円、6款県支出金5億1,079万2,000円、10款繰入金5億8,687万8,000円などが主なものでございます。

84ページをお開きください。

歳出の主な内容は、2款保険給付費34億9,548万1,000円で、介護サービス等の給付費、介護認定に係る経費及び介護予防事業等でございます。

次に、127ページをお開きください。

議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,400万円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めてございます。平成29年2月27日提出。

128ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入につきましては、2款使用料及び手数料4億3,565万5,000円、6款繰入金2億2,747万8,000円、9款市債3億4,280万円が主なものでございます。

129ページへ参りまして、歳出の主な内容は、2款施設管理費2億1,237万8,000円、3款施設整備費3億4,311万3,000円で、各簡易水道施設の整備費や維持管理費と、5款公債費3億7,281万3,000円の簡易水道事業債に係る償還元金、利子などとなっております。

130ページをお開きください。

第2表 地方債では、起債の限度額を3億4,280万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めております。

続きまして、155ページをお開きください。

議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,360万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為については、第2表 債務負担行為。

第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。平成29年2月27日提出。

156ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入については、2款使用料及び手数料5億6,308万3,000円、3款国庫支出金1億570万円、6款繰入金16億6,185万9,000円が主なものでございます。

157ページは歳出でございます。

2款施設管理費5億910万6,000円、3款施設整備費2億957万9,000円で、施設の維持管理費及び施設整備費と、5款公債費15億3,224万8,000円が主なものでございます。

158ページをお開きください。

第2表 債務負担行為では、下水道会計システム導入業務委託料ほか1件について、それぞれ期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

159ページへ参りまして、第3表 地方債では、起債の限度額を9,790万円とし、起債の方法、利率、償還の方法について定めております。

続きまして、191ページをお開きください。

議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,973万円と定めるものでございます。

第2条の地方債については、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めてございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成29年2月27日提出。

192ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入につきましては、1款診療収入1億6,984万4,000円、7款繰入金8,922万円が主なものでございます。

193ページへ参りまして、歳出の主な内容は、2款医業費1億9,713万3,000円でございます。

194ページをお開きください。

第2表 地方債では、起債の限度額を1,500万円とし、起債の方法、利率、償還の方法について定めてございます。

続きまして、221ページをお開きください。

議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254万円と定めるものでございます。平成29年2月27日提出。

222ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入では、1款財産収入149万5,000円、3款繰越金104万円など、また223ページの歳出では、1款総務費130万円、2款財産管理費29万2,000円などを計上しております。

続きまして、233ページをお開きください。

議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,367万円と定めるものでございます。平成29年2月27日提出。

234ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の歳入は、3款諸収入1億4,551万7,000円は、保護者及び教職員の皆さんからの給食費負担収入、235ページの歳出では、1款学校給食費1億5,367万円として、各給食センターの賄い材料費を計上しております。

次は、公営企業会計の予算となります。

241ページをお開きください。

議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数3,133件、年間の総給水量172万1,259立方メートル、1日平均給水量4,703立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、森4号線配水管布設に伴う舗装本復旧工事321万5,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益2億6,638万2,000円、242ページへ参りまして、水道事業費用2億9,375万7,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入22万6,000円、資本的支出3,182万1,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,159万5,000円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3,103万6,000円及び消費税資本的収支調整額55万9,000円で補填するものとしております。

第5条は、債務負担行為として、水道施設運転管理業務において、平成30年度を期間として、限度額を1,930万7,000円とするものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円に、第7条は、支出予定の各項の経費の金額の流用ができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,941万4,000円を、第9条では、棚卸資産の購入限度額を300万円とそれぞれ定めております。平成29年2月27日提出。

続きまして、275ページをお開きください。

議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万5,000人、1日平均入場者数506人を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を、下呂温泉合掌村事業収益2億7,314万6,000円、下呂温泉合掌村事業費用2億6,202万円を予定しております。

276ページをお開きください。

第4条、資本的支出の予定額は、資本的収入1,231万2,000円を予定しております。

なお、資本的支出額に対して不足する額1,231万2,000円につきましては、過年度の損益勘定留保資金1,140万円及び消費税資本的収支調整額91万2,000円で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金限度額を3,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費2,662万4,000円を、第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円とそれぞれ定めております。平成29年2月27日提出。

続きまして、307ページをお開きください。

議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数は、入院2万8,470人、外来4万2,400人、1日平均患者数は、入院78人、外来160人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益15億1,377万8,000円、308ページへ参りまして、病院事業費用15億2,136万1,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入6,569万9,000円、資本的支出1億4,745万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額8,175万4,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、起債の限度額を1,900万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めてございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8億2,795万6,000円及び交際費50万円を、第7条では、棚卸資産の購入限度額を1億3,371万4,000円とそれぞれ定めております。平成29年2月27日提出。

以上で平成29年度予算に係る説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願いたします。

#### ○議長（中野憲太郎君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第40号から議第52号までの上程13議案については、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第40号から議第52号までの上程13議案については、付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

#### ○議長（中野憲太郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日28日から3月7日までは休会となります。

次の会議は3月8日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後5時59分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月27日

議 長                    中 野   憲 太 郎

署名議員 1 番   尾 里   集 務

署名議員 2 番   中 島   ゆ き 子